

第3期

日置市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

日置市

はじめに

日頃より本市の福祉行政へのご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国におきましては、少子高齢化が進行する中、こども基本法の制定や児童福祉法等の改正、こども家庭庁の創設など、こども施策の大きな転換期を迎えています。

本市におきましても、少子高齢化が進行する中、共働き世帯の増加等により、保育サービスに対するニーズが増加するなど、子どもとその家庭を取り巻く環境は変化を続けています。

本市ではこれまで、令和2年度を初年度とする第2期「日置市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、「安心して産み、自信を持って子育てができ、親子の笑顔が溢れるまち～地域が子育てサポーターに～」を基本理念に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を図ってきました。

そうした中、令和4年度に本市にこども未来課を新設して体制の充実を図り、令和5年度以降「日置市こどもまんなか宣言」の実施、「こどもまんなか応援サポーター」の登録、保育のおしごと支援センターの開設、教育機関と連携した保育人材の確保、人口動態の推計に基づく新たな保育の受け皿となる施設の整備を進めるなど、子育て環境の充実に努めてきました。

第3期に向けて、0歳から小学6年生までの子育て世帯へ実施したアンケート調査の結果では、「共働き世帯の増加への対応」や「子育て世帯に対する経済的支援」などの必要性が挙げられました。

今後、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、より一層地域全体で子育て支援に取り組むことにより、子育て世帯の負担軽減を図る観点から、「地域の力で育てる こどもまんなか ひおき」を基本理念とする第3期「日置市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定し、各種施策の推進を図ってまいります。

結びに、貴重なご意見をいただいた保護者の皆様、本計画の策定にあたりご審議いただいた日置市子ども・子育て会議委員の皆様にご心から感謝いたしますとともに、本計画の推進にあたって、行政だけでなく、子育て家庭、子育てに係る事業者及び関係団体をはじめ、多くの市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

日置市長 永山 由高

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画策定の根拠と計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定体制と経緯	4
5. 統計資料からみた本市の現状	6
6. 子ども・子育てニーズ調査結果	19
第2章 計画の基本的な考え方	29
1. 子ども・子育てに係る現状認識	31
2. 基本理念	32
3. 優先的に取り組む事項	32
第3章 基本的施策の展開	35
I 子ども・子育て支援事業計画	37
1. 教育・保育提供区域の設定	37
2. 量の見込みと確保方策の考え方	37
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	38
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
5. その他事項	68
II 子どもの生活応援計画	72
1. 子どもの生活応援計画について	72
2. 施策の方向性	72
III 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	76
1. 地域における子育て支援の充実	76
2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	79
3. その他の次世代育成対策の実施	80
第4章 推進体制	87
1. 計画の周知	89
2. 計画の推進	89
3. 計画の進行管理	89
資料編	91
1. 日置市子ども・子育て会議設置条例	93
2. 日置市子ども・子育て会議委員名簿	94

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の根拠と計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画策定体制と経緯
5. 統計資料からみた本市の現状
6. 子ども・子育てニーズ調査結果

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や共働き家庭の増加等により、大きく変化しています。

このような状況の中、国は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月に開始した「子ども・子育て支援新制度」のもとで、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいます。

「子ども・子育て関連3法」においては、市町村に対して「市町村子ども・子育て支援事業計画」を、都道府県に対して「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」をそれぞれ策定することを義務付けました。

本市においては、平成27年3月に、第1期「日置市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月に、第2期「日置市子ども・子育て支援事業計画」への見直しを行いました。

これまでの計画では、「安心して産み、自信を持って子育てができ、親子の笑顔が溢れるまち～地域が子育てサポーターに～」を基本理念に掲げ、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を図ってきました。

令和6年度末をもって、第2期計画が期間満了を迎えることから、新たに第3期「日置市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画策定の根拠と計画の位置づけ

平成24年8月22日法律第65号施行の「子ども・子育て支援法」第61条においては、「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」と規定されています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」のほか、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、放課後児童対策に係る「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」の内容を含む、本市における子ども・子育てに関する指針・方向性等を一体的に定めた計画として策定しました。

また、本市のまちづくりの最上位計画である「第2次日置市総合計画」、福祉分野の最上位計画である「日置市地域福祉推進計画（第4期日置市地域福祉計画及び第4期日置市地域福祉活動計画）」、その他「第5期日置市障がい者計画・第7期日置市障がい福祉計画・第3期日置市障がい児福祉計画」や「第3次日置市男女共同参画基本計画」等の関連計画との整合性を図りつつ策定されたものです。

3. 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和11年度に次期計画への見直しを行います。

ただし、保育・教育に対するニーズや子ども・子育てを取り巻く環境、社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて中間見直しを行うものとなります。

4. 計画策定体制と経緯

(1) 日置市子ども・子育てニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、日置市内に居住する小学生以下の子どもがいる世帯を対象に「日置市子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

(2) 日置市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育てに関わる当事者の意見を的確に計画に反映し、本市の実情を踏まえた計画とするため、保育教育関係団体や保健医療福祉関係団体、その他各種団体、学識経験者等を委員とする「日置市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に関する調査・審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映した計画とするため、本計画の素案を公開し意見を募る「パブリックコメント」を実施しました。

(4) 計画策定の経緯

計画策定までの主な経緯は以下のとおりです。

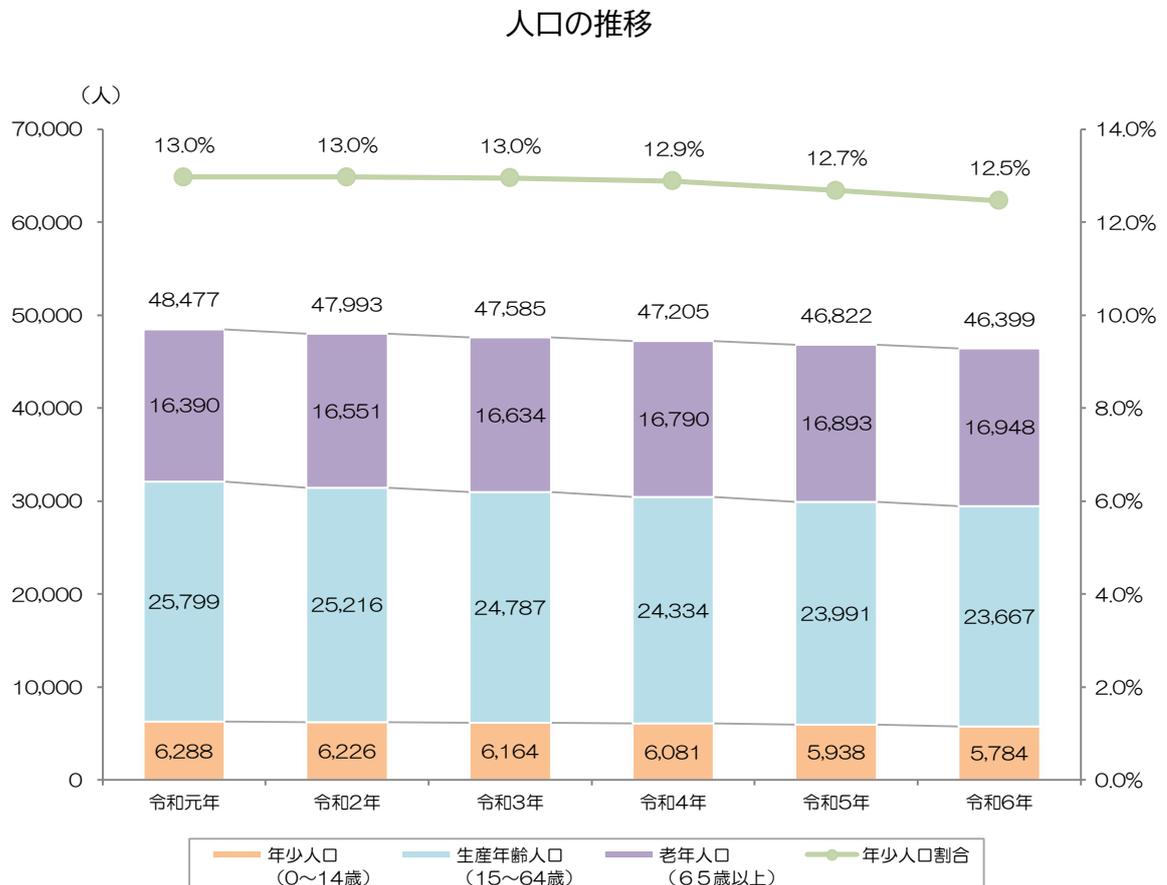
令和6年7月	【日置市子ども・子育てニーズ調査の実施】 ・回収状況 対象世帯数 2,583 世帯 回収数 1,784 件 回収率 69.1%
令和6年10月	【令和6年度第1回日置市子ども・子育て会議の開催】 ・審議内容 第3期計画策定に向けた説明 等
令和6年12月	【令和6年度第2回日置市子ども・子育て会議の開催】 ・審議内容 第3期計画案の検討
令和7年2月～3月	【パブリックコメントの実施】 ・意見募集結果 提出者数0人 意見件数0件

5. 統計資料からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、年少人口及び生産年齢人口の減少による減少が続き、令和6年時点において、46,399人となっています。

少子高齢化の進行が続いており、今後も同様の傾向が続くことが見込まれます。



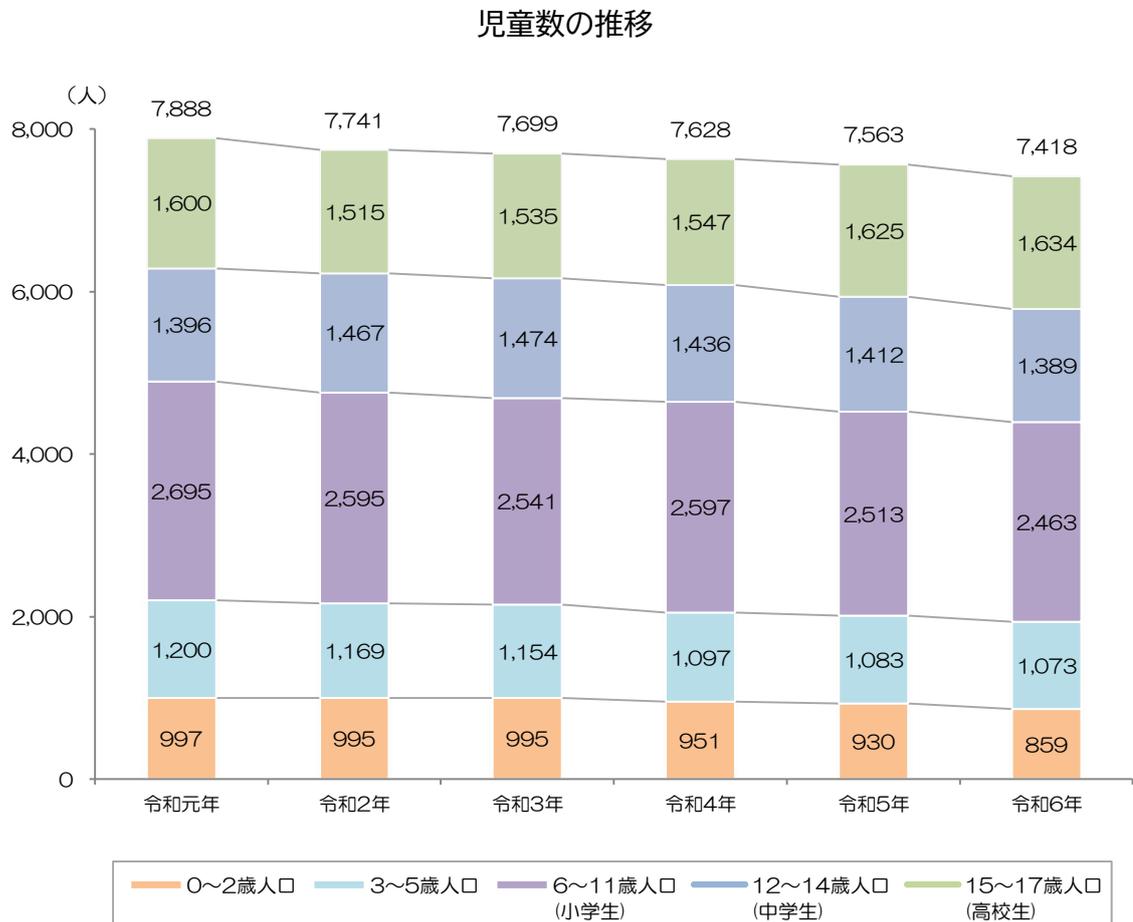
出典：住民基本台帳

数値は各年5月1日時点

(2) 児童数の推移

本市の児童数（0～17歳人口）は、減少傾向にあり、令和6年時点において、7,418人となっています。

15～17歳人口に比べて0～2歳人口が少ない状況があることから、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。

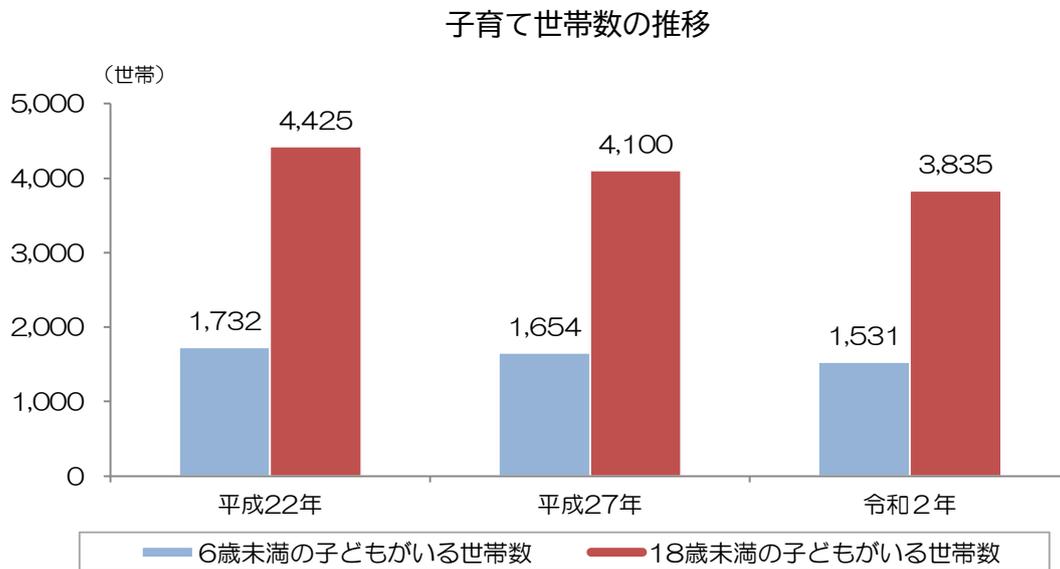


出典：住民基本台帳

数値は各年5月1日時点

(3) 子育て世帯数の推移

本市の子どもがいる世帯数は、減少傾向にあり、令和2年の6歳未満の子どもがいる世帯は1,531世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は3,835世帯となっています。

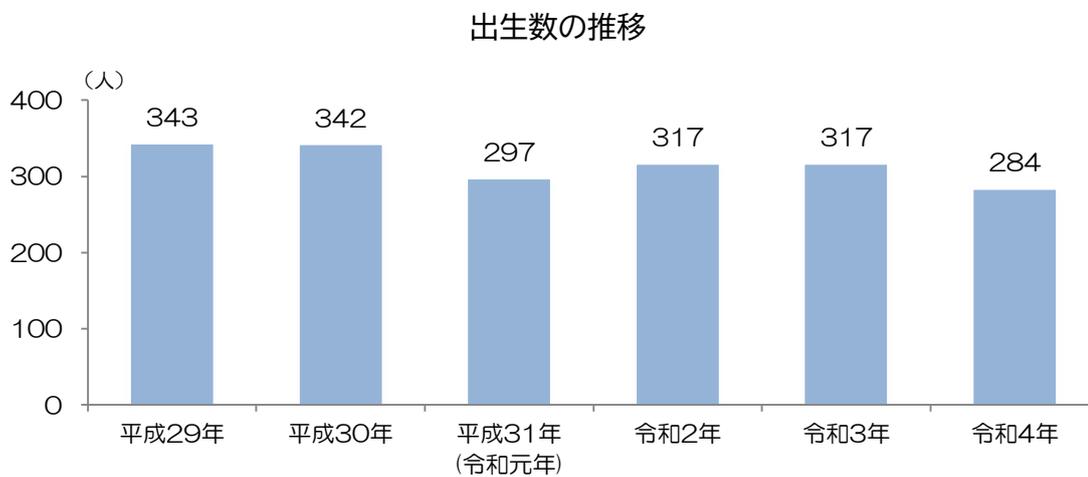


出典：「国勢調査」(総務省)

(4) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、200人台後半～300人台前半で推移しており、令和4年の出生数は284人となっています。

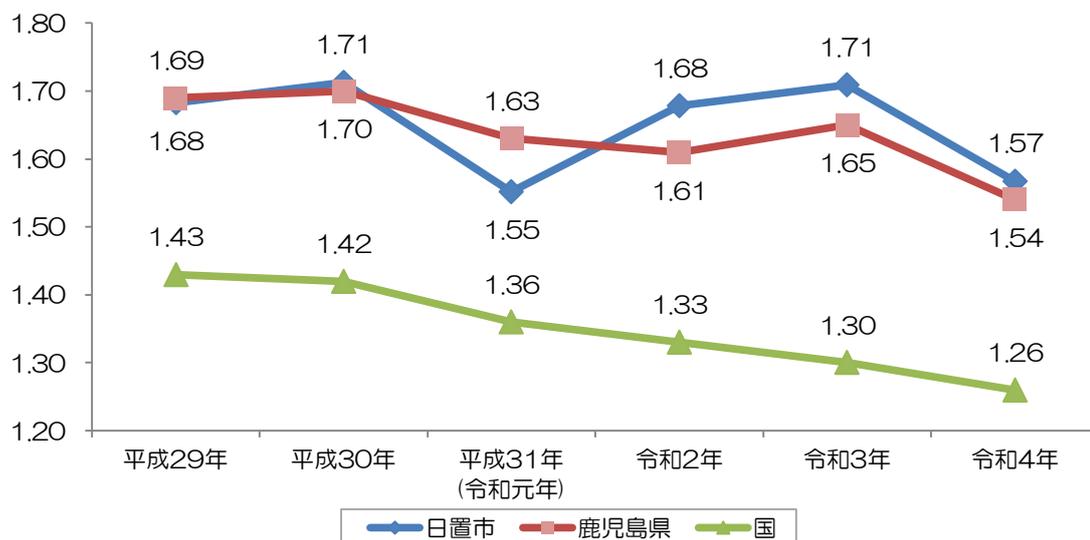


出典：「人口動態調査」(厚生労働省)

② 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する数字です。
本市の合計特殊出生率は、全国の値を上回り、鹿児島県の値も令和2年以降上回る状況が続いています。

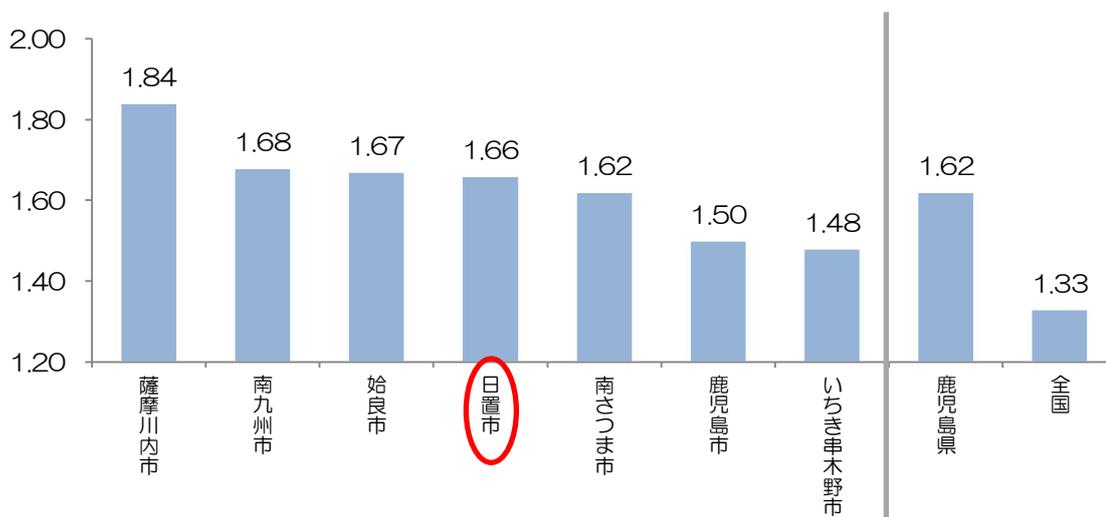
合計特殊出生率の推移



出典：鹿児島県・全国の数値は「人口動態調査」（厚生労働省）

日置市の数値は「人口動態調査」（厚生労働省）、「県人口移動調査」（鹿児島県）を用いて独自に算出

周辺自治体等との合計特殊出生率比較（平成30～令和4年）

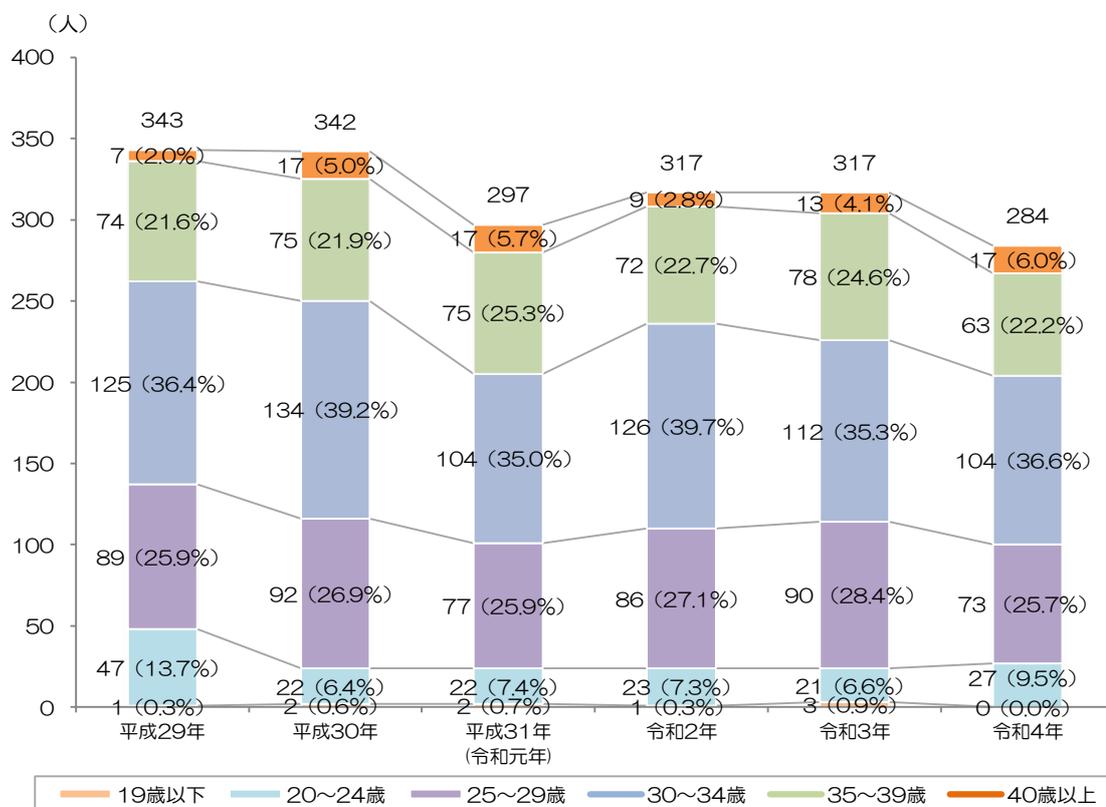


出典：「人口動態統計特殊報告」（厚生労働省）

③ 母親の年齢別出生数の推移

本市の出生数を母親の年齢別にみると、25～34歳で全体の6割を超えています。

母親の年齢別出生数の推移



出典：「人口動態調査」(厚生労働省)

④ 低出生体重児数の推移

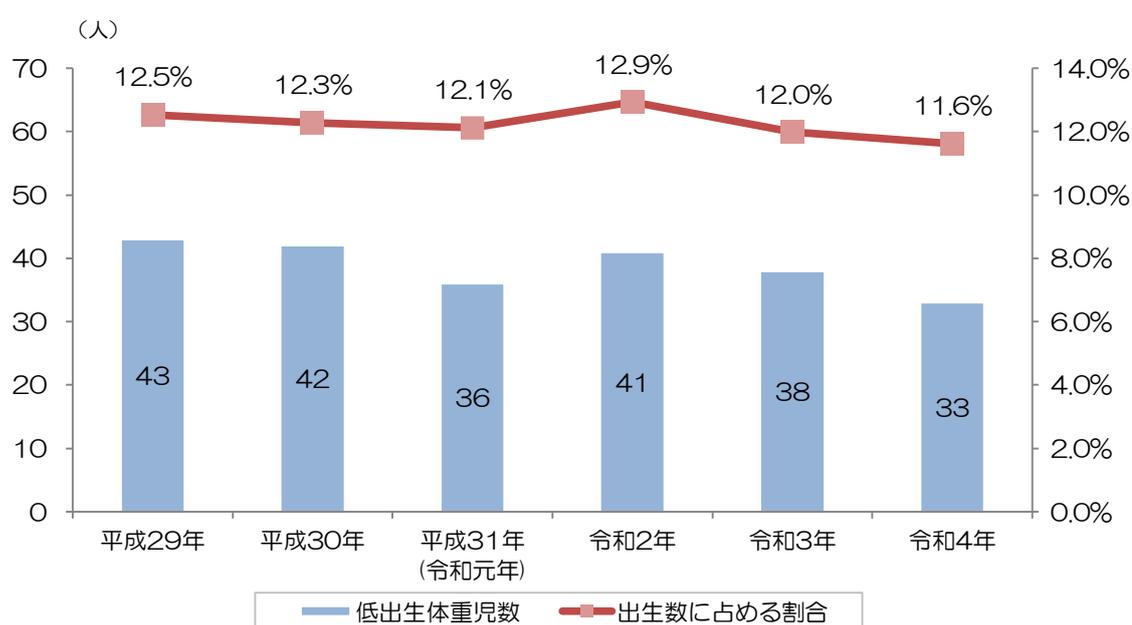
低出生体重児とは、出生時の体重が2,500g未満の新生児のことで、身体の発育が未熟のまま出生したことにより、合併症や感染症にかかりやすい等のリスクがあります。

低出生体重児を出産するリスクを高める要因として、妊婦の過度のダイエットや喫煙等が考えられています。

本市における低出生体重児数は30人台前半～40人代前半で推移しており、令和4年の低出生体重児数は33人となっています。

また、出生数に占める割合は1割強で推移していますが、令和4年の割合は、近年で最も低い11.6%となっています。

低出生体重児数の推移



出典：「人口動態調査」(厚生労働省)

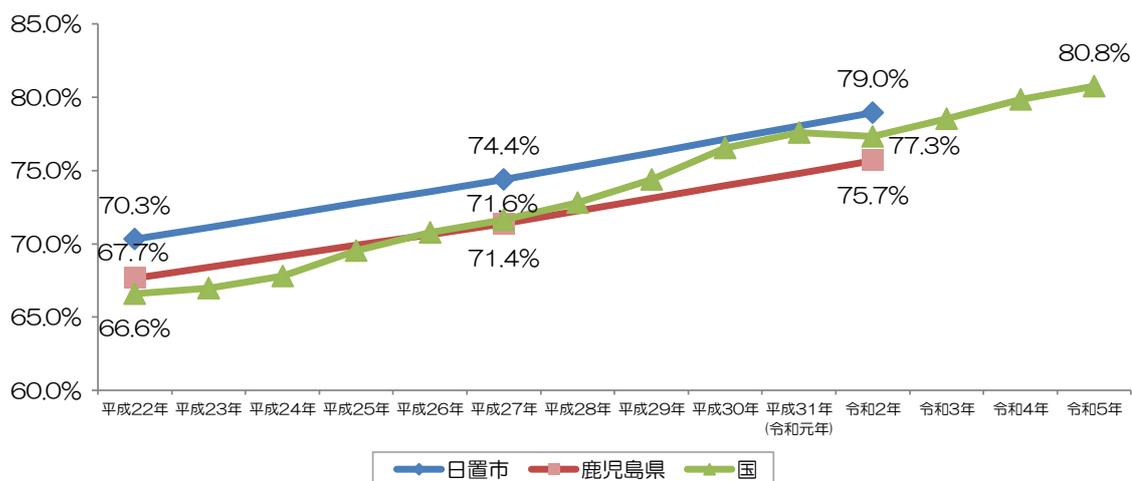
(5) 就労の状況

① 女性の就労状況

本市の25～44歳女性の就業率は、上昇傾向にあり、全国や鹿児島県の値を上回っています。

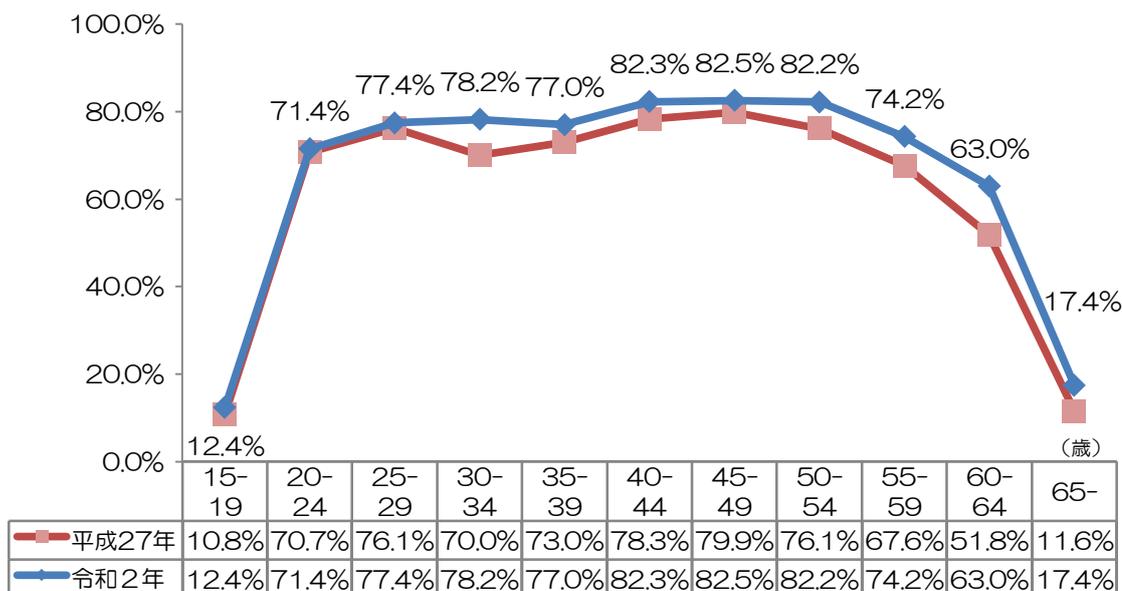
女性の年代別就業率をみると、全ての年代において、就業率が上昇し、いわゆる「M字カーブ」についても改善傾向がみられます。

25～44歳女性の就業率の推移



出典：全国の数値は「労働力調査（基本集計）」（総務省）、それ以外の数値は「国勢調査」（総務省）

女性の年代別就業率の推移



出典：「国勢調査」（総務省）

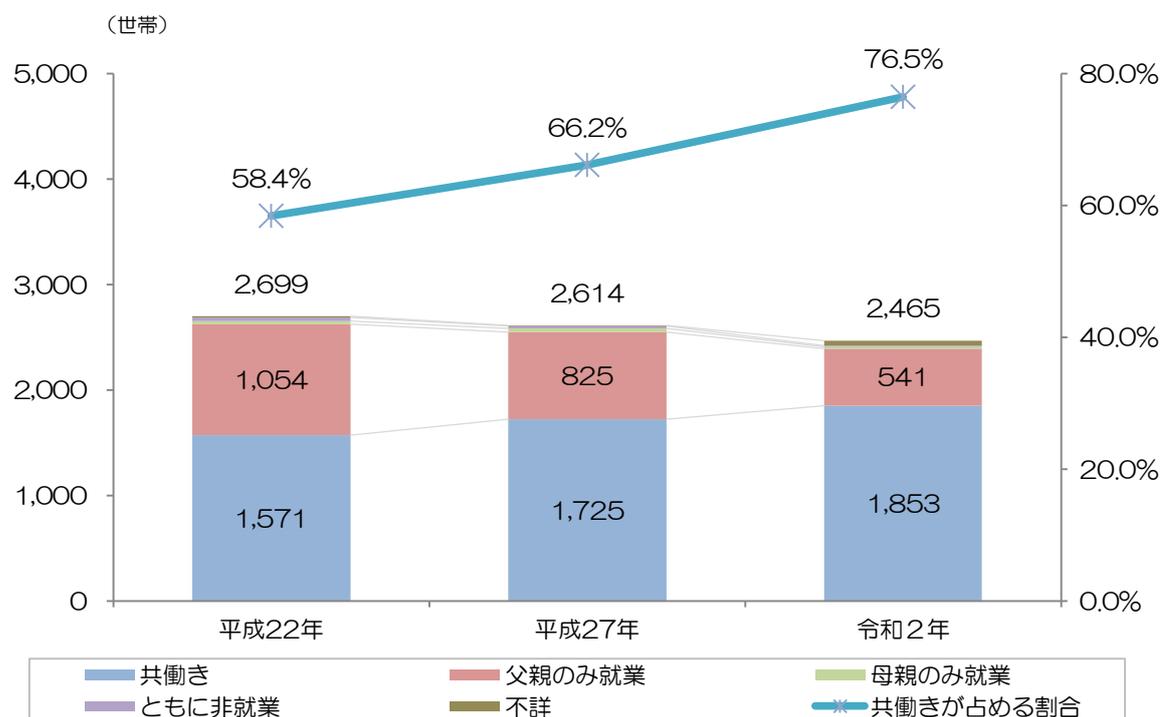
② 共働き世帯の状況

本市の夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯は増加し、世帯全体に占める割合も上昇傾向にあります。

共働き世帯の割合を末子の年齢別にみると、令和2年の値は、平成27年と比較して、多くの年齢で上昇しており、母親が子育てをしながら働くことができる環境の整備が一定程度進んだと考えられます。

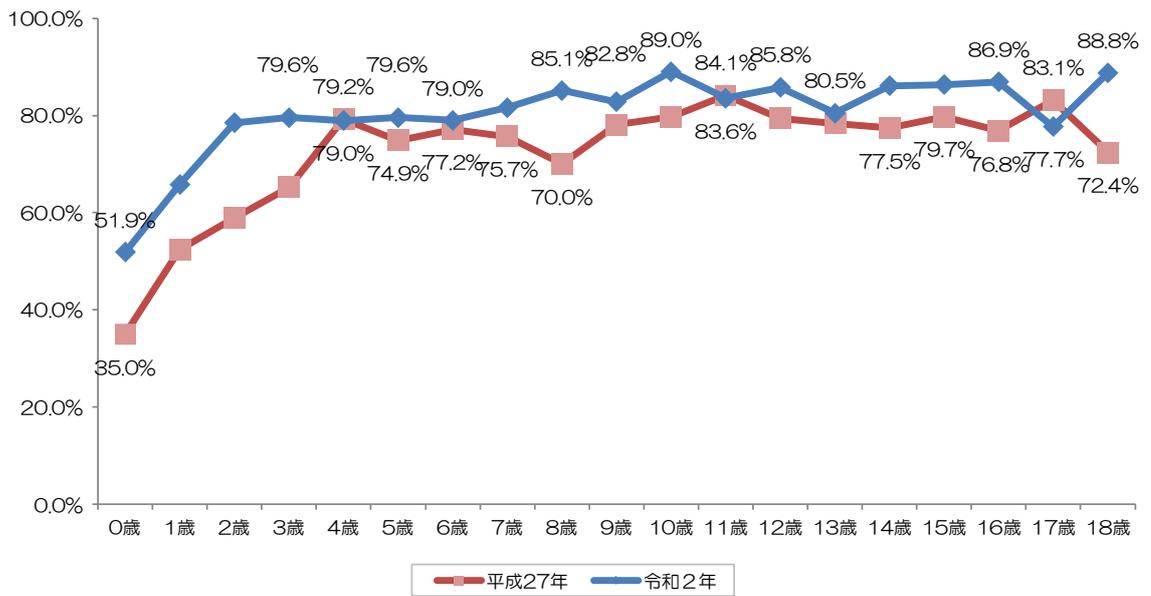
また、末子の年齢別の共働き世帯の割合を国・県と比較すると、多くの年齢で国・県の値を上回っています。

【就業状況別】夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数の推移



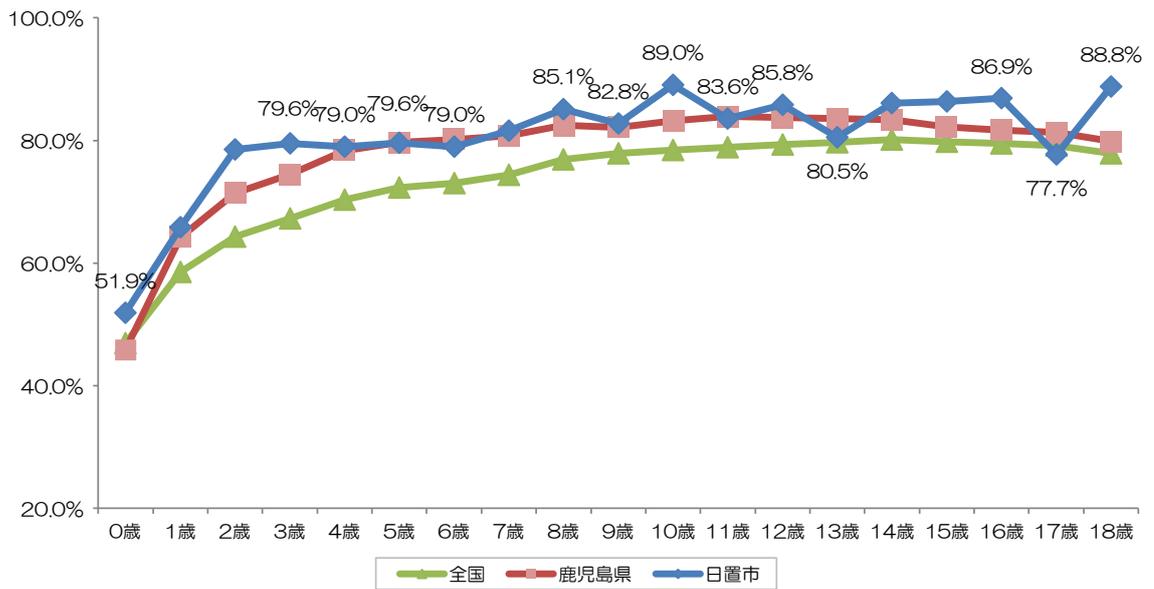
出典：「国勢調査」（総務省）

末子の年齢別共働き世帯の割合



出典：「国勢調査」(総務省)

末子の年齢別共働き世帯の割合比較 (令和2年)



出典：「国勢調査」(総務省)

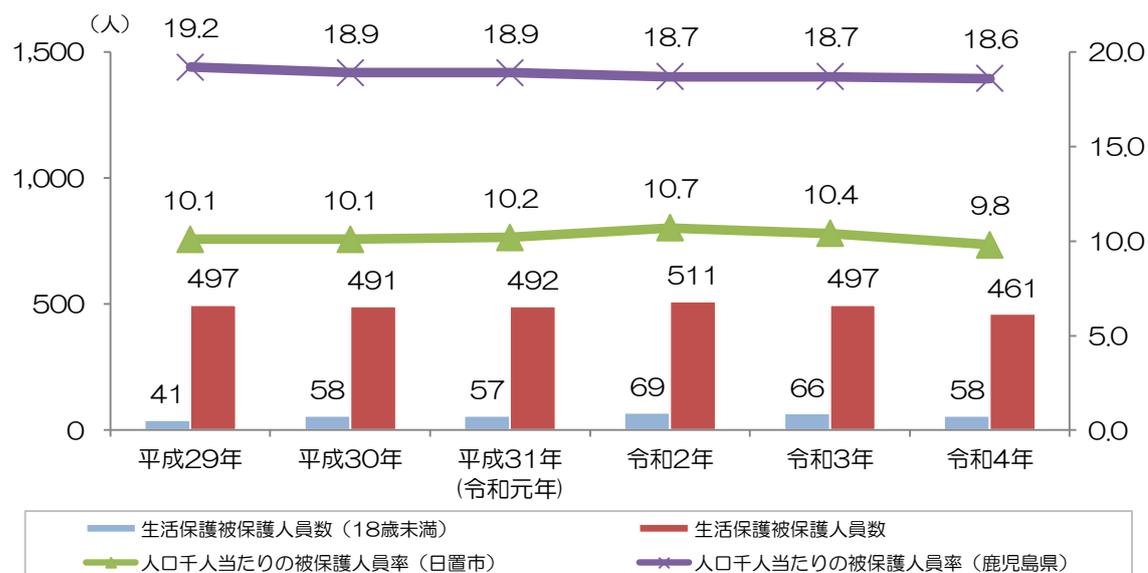
(6) 支援を必要とする可能性の高い子育て世帯の状況

① 生活保護受給者数の推移

本市の被保護人員数は、400 人台後半～500 人台前半で推移しており、総人口に占める割合は鹿児島県の値を下回る状況が続いています。

また、本市の 18 歳未満の被保護人員数は、増加傾向で推移してきましたが、令和 2 年以降は減少傾向で推移しています。

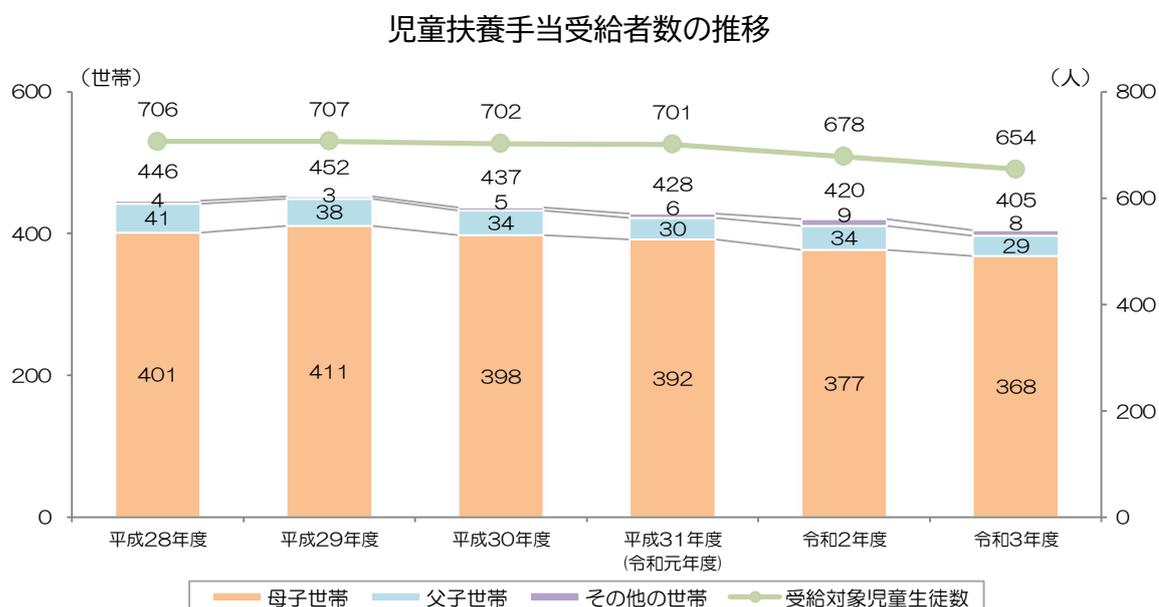
生活保護の被保護人員数の推移



出典：鹿児島県の数値は「生活保護速報」(鹿児島県)、日置市の数値は日置市資料(福祉課)

② 児童扶養手当受給者数の推移

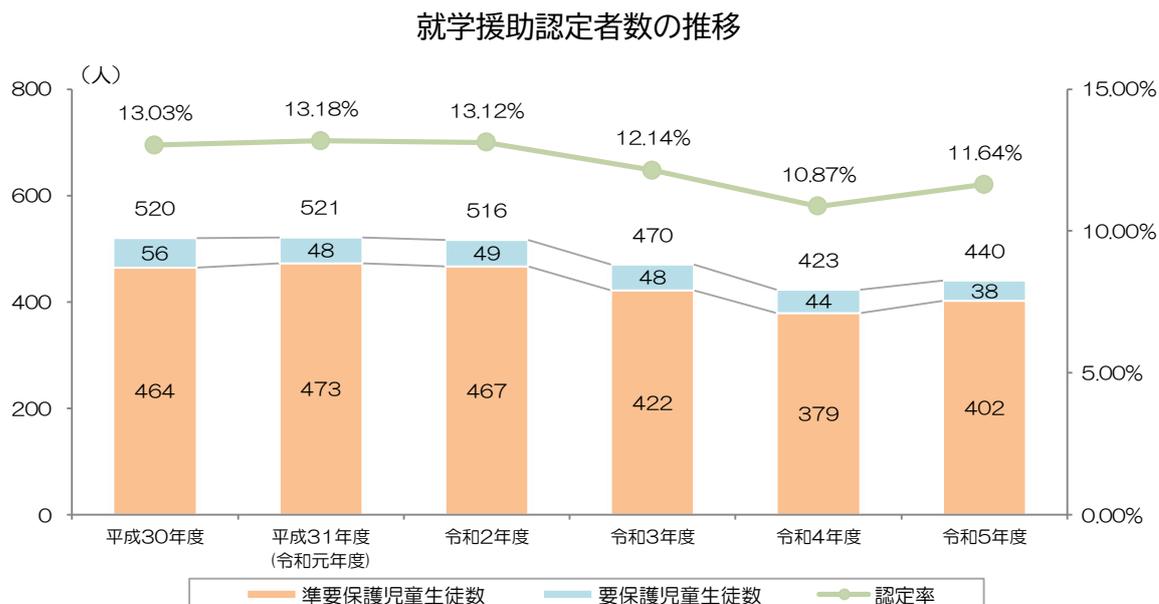
本市の児童扶養手当受給対象児童数・世帯数は、ともに減少傾向にあり、令和3年度末時点の対象児童数は654人、対象世帯数は405世帯となっています。



出典：日置市資料（福祉行政報告例）
数値は各年度末時点

③ 就学援助認定者数の推移

本市の就学援助認定者数は、減少傾向にあり、令和5年度末時点の認定者数は440人となっています。



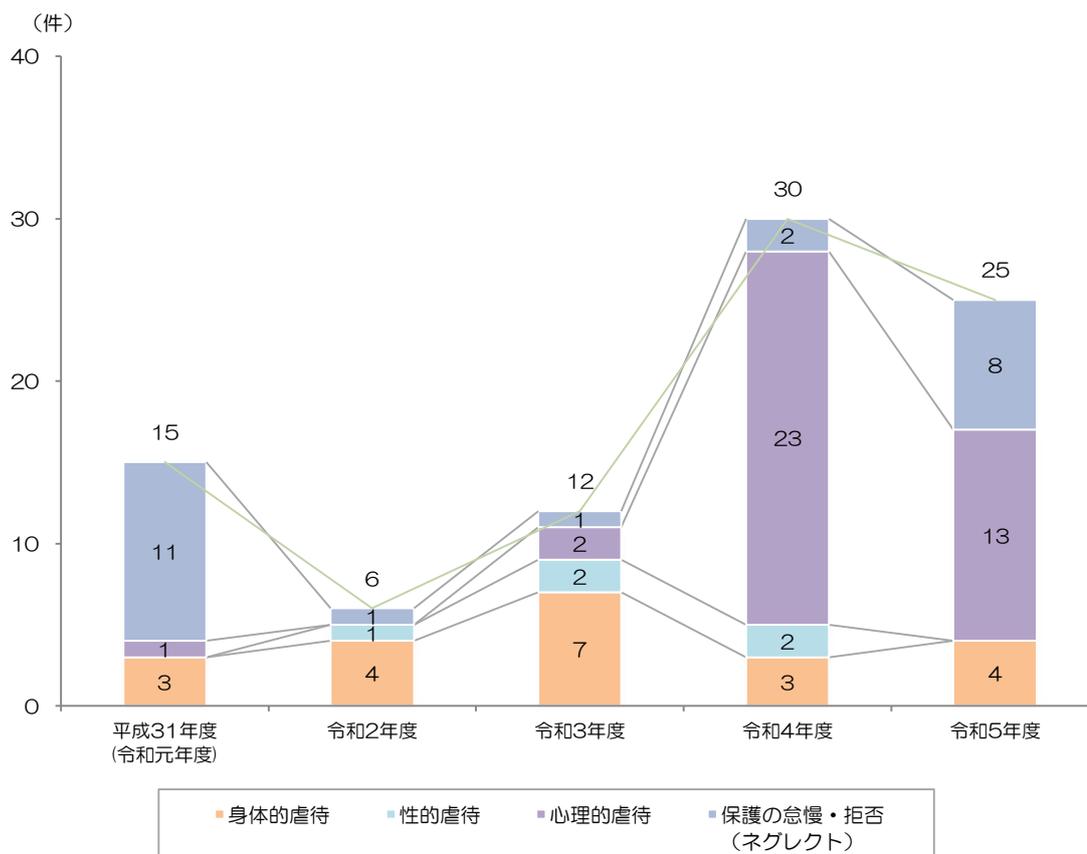
出典：日置市資料（教育総務課）
数値は各年度末時点

④ 虐待と認定された児童の相談受付件数の推移

本市の虐待と認定された児童の相談受付件数（実人数）は、虐待に対する認知や意識が高まったこともあり、おおむね増加傾向で推移しており、令和5年度は25件となっています。

直近5か年の相談受付件数（88件）の内訳をみると、「心理的虐待」が44.3%と最も多く、次いで、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」の26.1%、「身体的虐待」の23.9%の順となっています。

児童虐待に関する相談件数の推移



出典：日置市資料（福祉行政報告例）

6. 子ども・子育てニーズ調査結果

(1) 調査の概要

① 調査目的

子育て世帯の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握し、第3期計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的としました。

② 調査の対象

日置市内に居住する小学生以下の子どものいる世帯の保護者 2,583 世帯

③ 調査方法

市内の小学校、幼稚園、保育所等に就学・就園している子どものいる世帯に対しては小学校、幼稚園、保育所等を通じて、それ以外の世帯に対しては郵送にて、回答依頼文を配布し、インターネット上での回答を依頼しました。

④ 調査の時期

令和6年7月

⑤ 回収数及び回収率

1,784 件（回収率：69.1%）

⑥ 調査結果利用上の注意

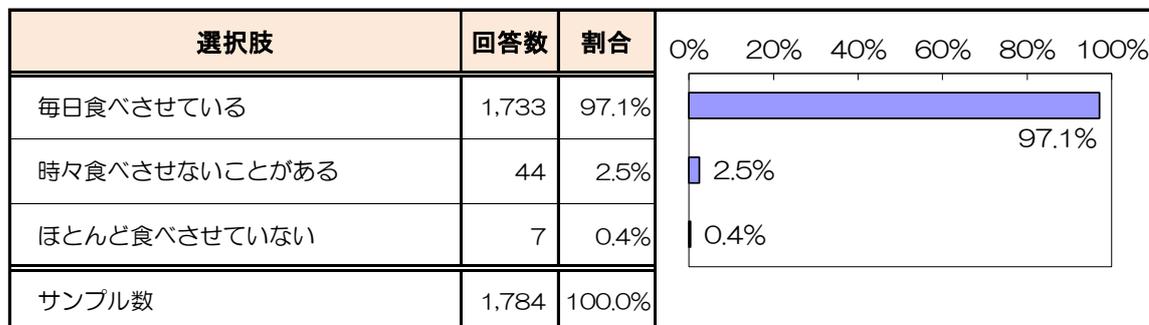
回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

(2) 調査結果概要

① 子育ての状況について

◆ 子どもの朝食の摂取状況

「毎日食べさせている」が97.1%と大半を占めていますが、「時々食べさせないことがある」「ほとんど食べさせていない」と回答した割合も一定数存在しています。



◆ 共食の状況

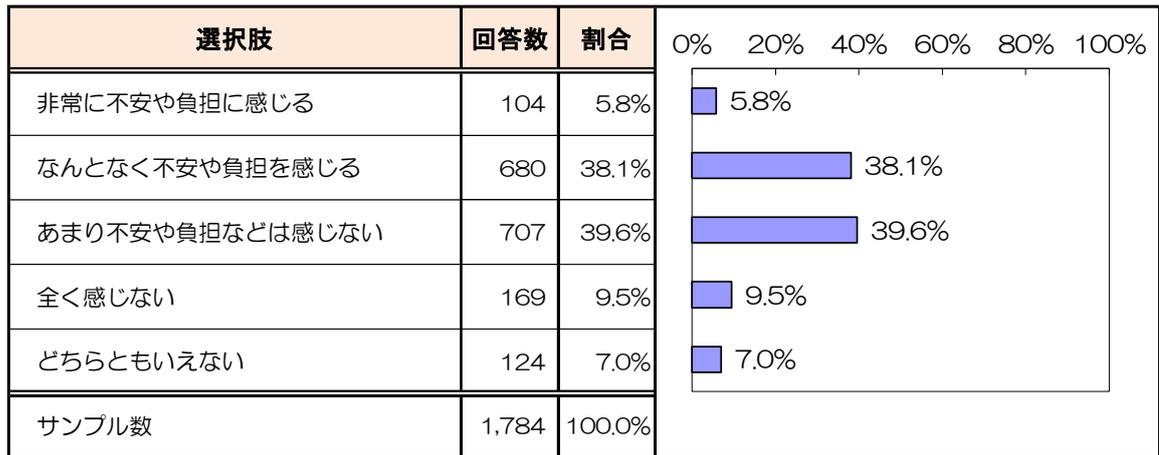
「1日1回は家族で食事をしているか」について、「はい」が92.7%、「いいえ」が7.3%となっています。



◆ 子育てに関する不安感・負担感

「非常に不安や負担を感じる」もしくは「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した割合が43.9%、「あまり不安や負担を感じない」もしくは「全く感じない」と回答した割合が49.1%となっており、「不安や負担を感じない」と感じている保護者がやや高くなっています。

一方で、「不安や負担を感じている」割合が4割を超えていることから、保護者の不安感や負担感を軽減する取組が求められていると考えられます。



◆ 子育てに関する悩みや不安を相談できる相手の有無

「いる」が97.0%と大半を占めていますが、「いない」と回答した割合も3.0%存在しています。

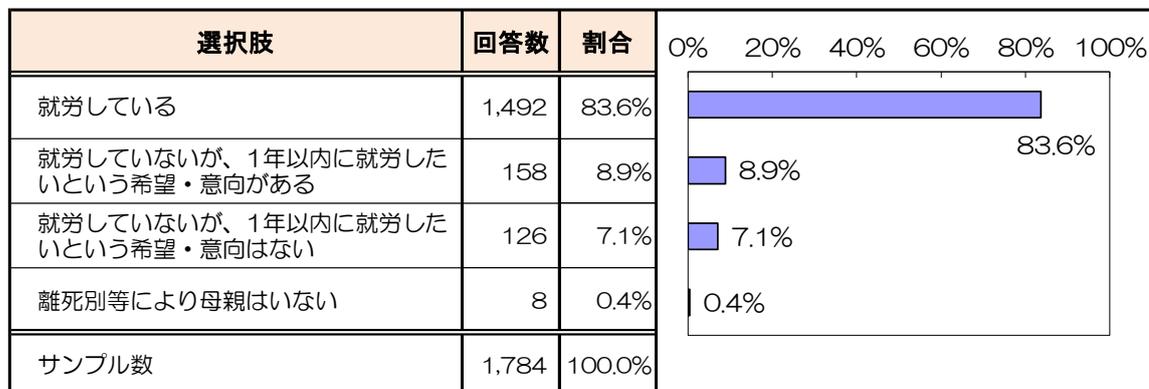


② 平日の定期的な教育・保育事業や放課後児童クラブの利用状況・意向等について

◆ 母親の就労状況

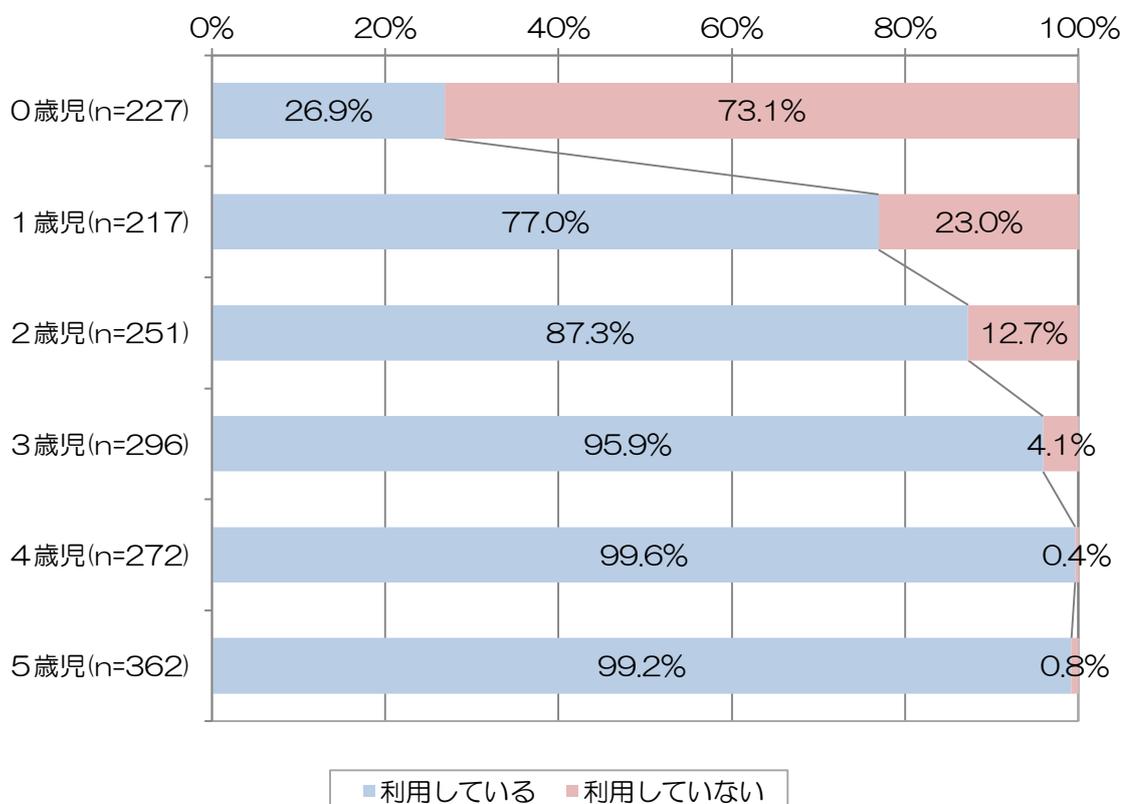
「就労している」が83.6%と最も高くなっています。

「就労していないが、1年以内に就労したいという希望・意向がある」と回答した割合が8.9%となっており、潜在的ニーズを有する保護者が一定数いると考えられます。



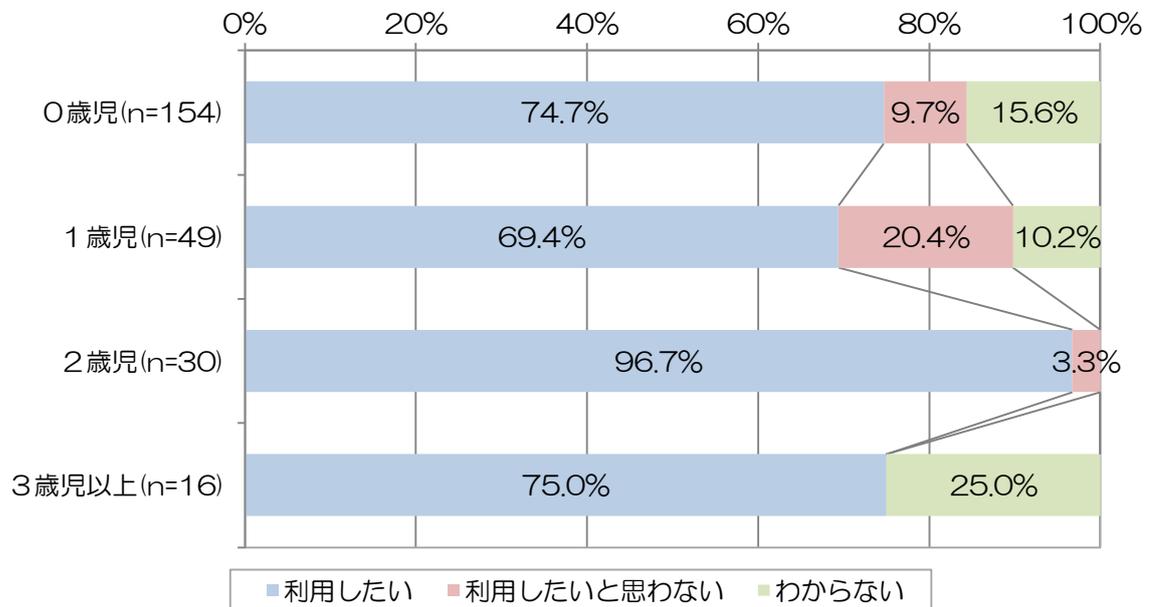
◆ 平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園や認可保育所、認定こども園等）の利用状況

年齢が上がるほど、「利用している」割合が高く、3歳児以上では95%を超えています。



◆ 平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園や認可保育所、認定こども園等）の利用希望

「現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用していない保護者」に対し、今後1年以内における利用希望を尋ねたところ、全ての年齢において、「利用したい」割合が6割を超えており、利用ニーズが高いことが伺えます。

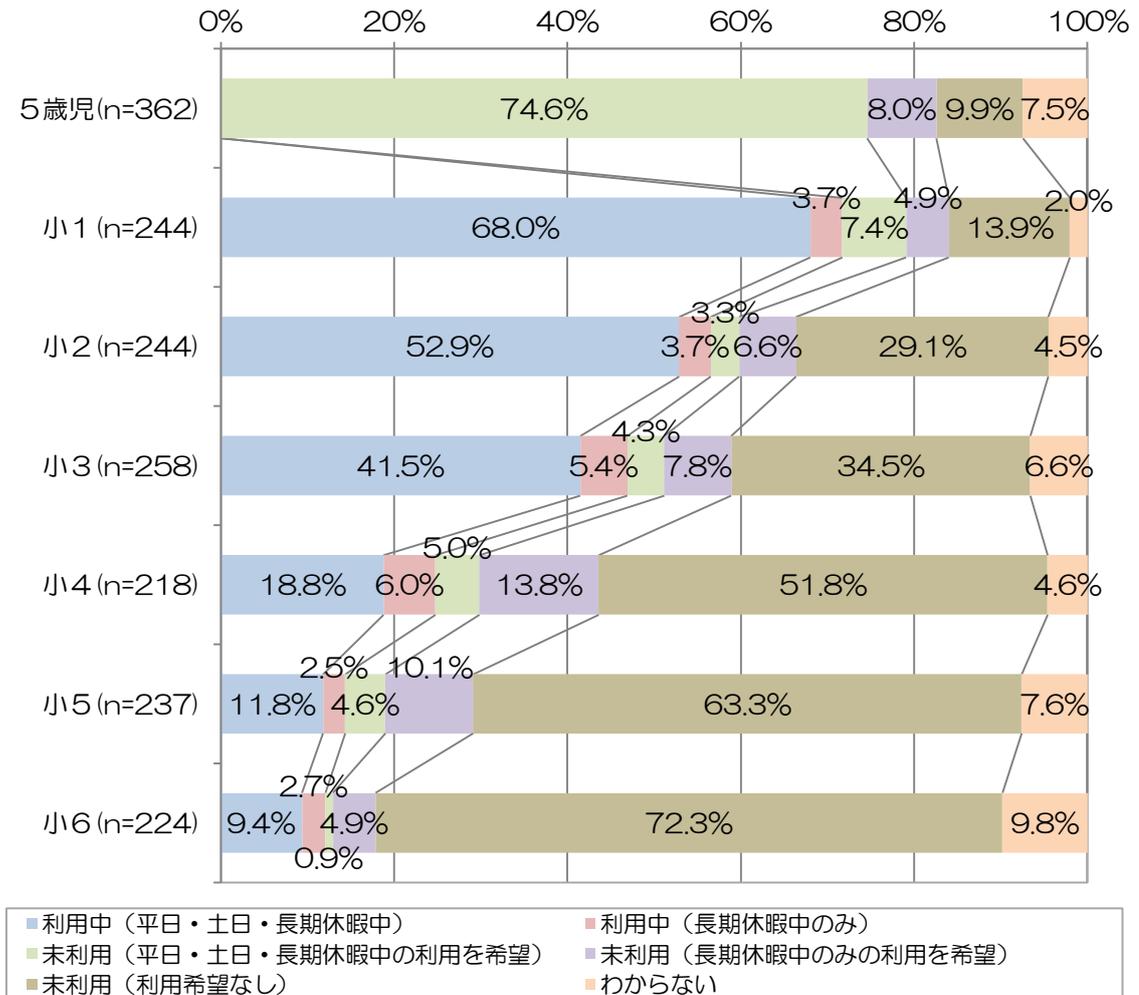


※ 「事業を利用していない子どものうち、最も年齢の高い子ども」について回答

◆ 放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況と利用希望

年齢が下がるほど、「利用中」もしくは「未利用（利用を希望）」の割合が高くなっています。

また、小学生のそれぞれの学年において、「未利用（利用を希望）」の割合が一定数存在しており、放課後児童クラブ（学童保育）の利用に対する潜在的ニーズが存在していると考えられます。



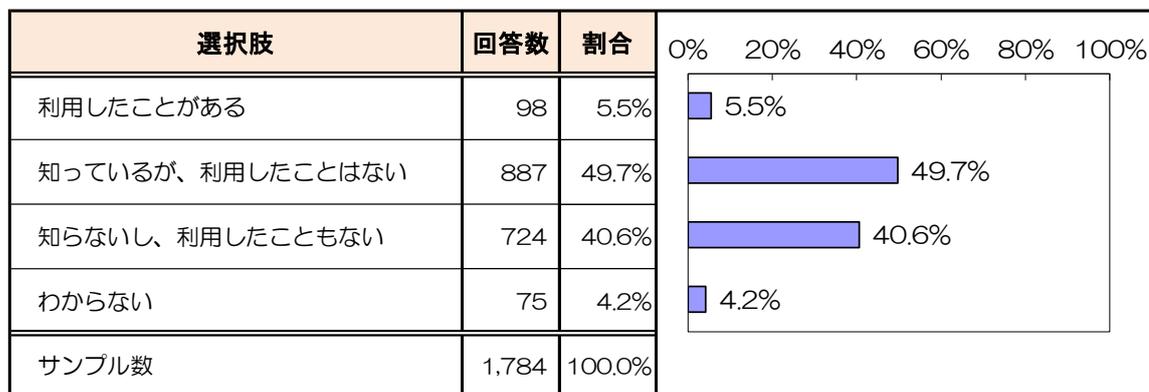
※ 「事業を利用していない子どものうち、最も年齢の高い子ども」について回答

③ 日置市における子育て環境や支援について

◆ こども家庭センター「チャイまる」の利用度及び認知度

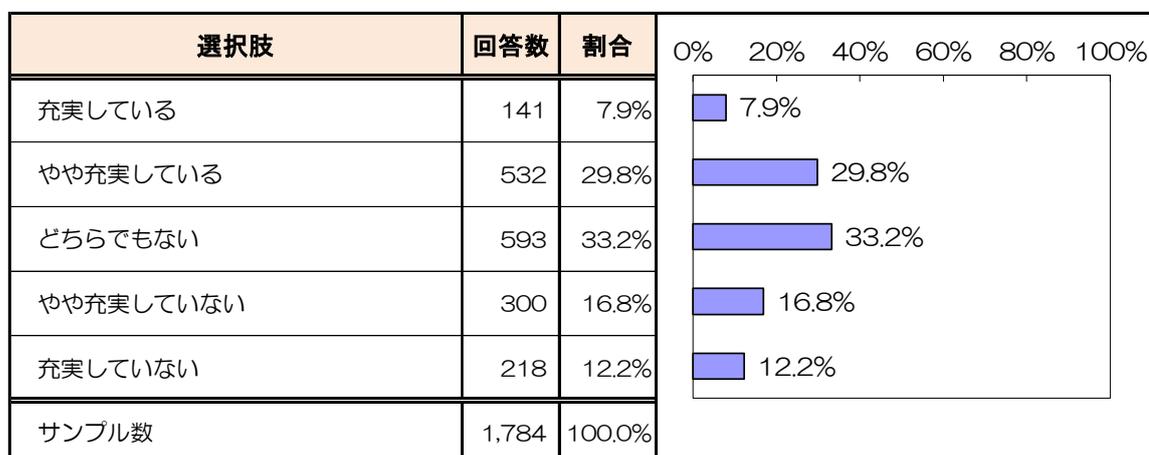
利用したことがある保護者の割合が 5.5%、知っている保護者の割合が 55.2%（「利用したことがある」割合を含む）となっています。

「知らない」と回答した割合が4割を上回っていることから、必要時に適切な相談支援が受けられるよう、周知の強化を図る必要があると考えられます。



◆ 日置市の子育て環境や支援の充実度

「充実している」もしくは「やや充実している」と回答した割合が 37.7%、「やや充実していない」もしくは「充実していない」と回答した割合が 29.0%となっており、「(やや) 充実している」と感じている保護者が多くなっています。



◆ 日置市の子育て環境がよくなったと感じてもらうために必要な子育て支援

「日置市の子育て環境がよくなったと感じてもらうために必要な子育て支援」について、重要度が高い順に5項目まで尋ねました。

最も重要度が高いと考える子育て支援については、「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減させること」が17.7%と最も高く、次いで、「保育・教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を増やすこと」の10.0%、「放課後児童クラブを増やすこと」の9.2%の順となっています。

一方、重要度が高い順に5点、4点、3点、2点、1点と点数化した結果を平均値で見ると、「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減させること」が1.60点と最も高く、次いで、「子どもが雨の日に遊ぶことができる施設を確保すること」の1.55点、「子どもが病気の時などに預けることができる施設を確保すること」の1.28点の順となっており、これらの支援については、家庭状況等を問わず、子育て環境がよくなったと感じることにつながる支援として、多くの保護者が考えていると考えられます。

・重要度が最も高い子育て支援への回答割合

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減させること	315	17.7%	17.7%
保育・教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を増やすこと	178	10.0%	10.0%
放課後児童クラブを増やすこと	164	9.2%	9.2%
就労状況に関係なく利用できる保育サービスを提供すること	158	8.9%	8.9%
子どもが雨の日に遊ぶことができる施設を確保すること	151	8.5%	8.5%
子どもが病気のときなどに預けることができる施設を確保すること	139	7.8%	7.8%
企業に対して職場環境の改善を働きかけること	122	6.8%	6.8%
放課後児童クラブにかかる費用負担を軽減させること	98	5.5%	5.5%
子どもが日曜日・祝日に遊ぶことができる施設を確保すること	89	5.0%	5.0%
19時（又は18時半）以降も保育園等に預けられること（延長保育）	49	2.7%	2.7%
子どもが平日15時以降に遊ぶことができる施設を確保すること	31	1.7%	1.7%
2歳未満の子どもが遊ぶことができる遊具がある施設を確保すること	30	1.7%	1.7%
日曜日や祝日も地域子育て支援センターを利用できること	28	1.6%	1.6%
子育てに困ったとき、居宅等で子育てを援助すること	26	1.5%	1.5%
子育てに関する情報がより簡単に入手できるようになること	24	1.3%	1.3%
子育てに困ったとき、相談したり情報が得られる場を増やすこと	17	1.0%	1.0%
子育てについて学べる機会を増やすこと	9	0.5%	0.5%
その他	77	4.3%	4.3%
特にない	38	2.1%	2.1%
無回答	41	2.3%	2.3%
サンプル数	1,784	100.0%	

・重要度への回答を点数化した結果

選択肢	合計	平均	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0
保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減させること	2,786	1.60					
子どもが雨の日に遊ぶことができる施設を確保すること	2,704	1.55					
子どもが病気のときなどに預けることができる施設を確保すること	2,230	1.28					
就労状況に関係なく利用できる保育サービスを提供すること	2,084	1.20					
放課後児童クラブを増やすこと	1,968	1.13					
放課後児童クラブにかかる費用負担を軽減させること	1,798	1.03					
保育・教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を増やすこと	1,786	1.02					
子どもが日曜日・祝日に遊ぶことができる施設を確保すること	1,656	0.95					
企業に対して職場環境の改善を働きかけること	1,418	0.81					
2歳未満の子どもが遊ぶことができる遊具がある施設を確保すること	923	0.53					
19時（又は18時半）以降も保育園等に預けられること（延長保育）	774	0.44					
日曜日や祝日も地域子育て支援センターを利用できること	699	0.40					
子どもが平日15時以降に遊ぶことができる施設を確保すること	664	0.38					
子育てに困ったとき、居宅等で子育てを援助すること	485	0.28					
子育てに関する情報がより簡単に入手できるようになること	437	0.25					
子育てに困ったとき、相談したり情報が得られる場を増やすこと	407	0.23					
子育てについて学べる機会を増やすこと	232	0.13					
その他	273	0.16					
サンプル数	1,743	—					

※無回答を除外して算出

第2章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育てに係る現状認識
2. 基本理念
3. 優先的に取り組む事項

第2章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育てに係る現状認識

(1) 共働き世帯の増加への対応の必要性

本市では、母親が就労している割合が国・県全体より高いなど、共働き世帯の割合が比較的高いとともに、上昇傾向で推移しています。

本市ではこれまで、保育・教育施設等の整備を推進し、一定程度の整備が完了した状況にあります。全国的に課題となっている保育人材の確保や、放課後児童クラブ等の子どもを預けられる施設の確保等に取り組む必要があります。

(2) 子育て世帯に対する経済的支援と自立支援の必要性

国立社会保障・人口問題研究所が実施した調査においては、夫婦が理想の人数の子どもを持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げている割合が5割を超えるなど、子育てに経済的負担を感じている保護者は多くなっています。

本市では、国・県の制度も踏まえながら、幼児教育・保育の無償化や各種手当の給付等に取り組んでいますが、今後も経済的負担の軽減について、検討していく必要があります。

一方、特に経済的支援を要する子育て世帯の状況について、児童扶養手当受給者数は減少傾向にあるものの、厳しい経済状況にあるため、今後も経済的支援を行う必要があります。

所得水準の向上や生活の安定を図るため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の制度も活用しながら自立に向けた支援を継続し、養育費の安定的な確保に向けた支援に取り組む必要があります。

(3) 虐待の未然防止等に係る取組の必要性

本市では、虐待認知件数が増加しています。

その要因としては、市民の虐待に対する知識や意識が高まっていること、そして、子どもたちが周囲にSOSを出せるようになってきていることが考えられます。

また、共働き世帯の増加等、保護者の就労割合が上昇していることに伴い、親子間のコミュニケーションが不足し、親子の関係性が少なからず悪くなっていること、保護者が様々なストレスを抱えていることなども、虐待に至る要因になっていると考えられます。

(4) こどもや保護者等の意見を踏まえた施策推進の必要性

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、こども施策の推進にあたって、施策の対象となるこどもや保護者等の意見を反映させることを求めています。

本計画の策定にあたっては、こども・子育てニーズ調査を実施し、保育・教育・子育て支援に関する現状・ニーズ等の把握に努めましたが、様々な機会を通じて、こどもや保護者等の意見を把握し、施策への反映に向けた検討を行っていく必要があります。

2. 基本理念

保護者が子育てにおける第一義的責任を有する一方で、本市のこども・子育てに係る現状・課題を踏まえ、地域全体で子育てを支援していくことで、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、こどもまんなかという精神を踏まえた社会を実現していく必要があることから、「地域の力で育てる こどもまんなか ひおき」を基本理念として定めます。

地域の力で育てる こどもまんなか ひおき

3. 優先的に取り組む事項

基本理念の実現のため、本市の現状・課題に基づき、本計画期間において優先的に取り組む事項として、以下のとおり定めます。

- (1) 保育人材の確保・定着促進
- (2) こども・子育て支援の提供体制の維持
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 放課後児童クラブの充実
- (5) 子育て世帯に対する経済的支援
- (6) 保護者の育児ストレス等の軽減
- (7) こども家庭センターの充実・強化
- (8) 児童の居場所や気軽に相談できる場所の確保

(1) 保育人材の確保・定着促進

良質かつ適切な教育及び保育、その他の子ども・子育て支援の提供等多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることが重要であると考えています。

このことから、保育士等の確保を目的に設置した「日置市保育のおしごと支援センター」で事業者とのマッチングを行うとともに、保育士等が長く勤められるよう、保育現場の負担軽減に資する事業に取り組み、職場環境の改善を図ります。

また、日置市内の教育・保育施設等が保育士等にとって就職先の選択肢となるよう保育士等の処遇改善や体験・見学を通じた魅力発信、SNS等を利用した情報発信に取り組みます。

(2) 子ども・子育て支援の提供体制の維持

日置市の児童数、子育て世帯数、出生数の指標は、減少傾向で推移していますが、利用定員の適正化や利用者支援事業等の活用により、現行の子ども・子育て支援の提供体制を維持することができるよう努めます。

(3) 多様な保育サービスの充実

本事業計画作成の際に行った子育て家庭に対するニーズ調査の結果では、子育て環境の改善のために「就労状況に関係なく保育サービスを使えるようにすること」、「子どもが病気のときに預けることができる施設を確保すること」が必要であるとの声が多く寄せられました。

このことから、一時預かりの充実や誰でも通園制度の実施、病児保育事業実施施設の開拓等、多様な保育ニーズに応えられる体制整備に努めます。

また、医療的ケアを必要とする児童も、保育が必要な場合には、必要な配慮のもとに、他の児童と等しく保育を受けることができるよう受入体制の維持に努めます。

(4) 放課後児童クラブの充実

共働き世帯等の増加に伴い、放課後児童クラブの利用ニーズが増加しています。

このことから、小学校児童の放課後に係る受入環境の充足を図ります。

また、育成支援の内容の質の向上を図るため、放課後支援員資格取得講座の市内実施等について検討していきます。

(5) 子育て世帯に対する経済的支援

本事業計画作成の際に行った子育て家庭に対するニーズ調査の結果では、子育て環境の改善のために「保育所等の費用負担軽減」が必要であるとの声が多く寄せられました。

このことから、保育所等の利用に係る費用負担の軽減について、希望の保育所等への入所状況や利用定員の確保状況、本市の財政状況等も考慮しながら検討を行います。

また、各種手当・医療費給付等を通じて、経済的支援を行います。

(6) 保護者の育児ストレス等の軽減

ファミリー・サポート・センターの設置・運用を行うとともに、ショートステイ・トワイライトステイといった事業の利用を促すことで、保護者の負担軽減を図ります。

(7) こども家庭センターの充実・強化

こどもの権利を守るため、こども家庭センターを中心に、関係各課及び関係機関との協力体制を強化し、密に情報共有・連携を図ることで、虐待の未然防止・最悪な事態の防止に努めます。

また、子育てに関する情報発信を行うとともに、こども家庭センターの周知啓発を図ります。

(8) 児童の居場所や気軽に相談できる場所の確保

子どもが、自分の意見やSOSといった「こえ」を気軽に届けられるよう、インターネット・SNS等も活用しながら、子どもの居場所・相談場所の確保に努めます。

また、保護者からのニーズが高い状況を踏まえ、子どもたちが天候に左右されずに思い切り遊べる施設等について検討を行います。

第3章 基本的施策の展開

I 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 量の見込みと確保方策の考え方
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 5 その他事項

II 子どもの生活応援計画

1. 子どもの生活応援計画について
2. 施策の方向性

III 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- 3 その他の次世代育成対策の実施

I 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（教育・保育提供区域）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市においては、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、「日置市全域を1区域」と設定し、一部事業については、事業を取り巻く状況が地域によって異なることから、4つの地域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」についても、参考値として定めることとします。

2. 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する「確保方策」を定めることとしています。

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子ども・子育てニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

また、「確保方策」については、各サービスを提供する事業所等の現状や今後の意向、本市の状況等を踏まえ、設定しました。

なお、「量の見込み」と「確保方策」については、令和9年度に必要な応じて中間見直しを行います。

(1) 児童数推計

「量の見込み」の算出にあたり、市全体及び4つの地域について、令和元年～令和6年時点の住民基本台帳人口に基づく児童数推計を実施しました。

推計においては、各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により、過去と同様の人口動勢が続くことを前提として行いました。

◆ 具体的な推計手法

地域別に、男女別・各歳別について、以下の手法による推計を実施し、地域別推計結果の合計を市全体の推計人口とする。

・ 1歳以上（推計年齢をX歳とする）

$\frac{\text{前年の}(X-1)\text{歳人口}}{\text{(X-1)歳人口} \rightarrow \text{1年後のX歳人口の増減率の実績平均値}}$

・ 0歳

$\frac{\text{当年の20~44歳女性人口}}{\text{20~44歳女性人口に対する0歳人口比率の実績平均値}}$

◆ 推計結果（市全体）

単位：人

	実績						推計				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	316	319	315	284	285	250	275	269	262	256	251
1歳	348	325	339	330	298	298	263	289	283	276	269
2歳	333	351	341	337	347	311	307	272	298	292	284
3歳	422	352	365	352	335	349	320	316	280	307	301
4歳	389	420	361	375	367	347	356	327	323	286	314
5歳	389	397	428	370	381	377	355	364	334	330	293
6歳	407	398	408	440	385	383	387	364	374	342	339
7歳	437	404	402	419	444	395	389	392	369	379	347
8歳	455	444	406	408	413	442	397	391	394	371	380
9歳	422	457	442	419	411	414	446	400	394	397	374
10歳	469	424	459	444	417	411	415	447	401	395	399
11歳	505	468	424	467	443	418	412	416	448	403	397
12歳	476	519	483	439	486	457	433	427	429	465	416
13歳	486	470	515	483	441	492	457	433	427	428	465
14歳	434	478	476	514	485	440	492	456	433	426	427
15歳	506	486	546	517	570	541	490	550	510	486	478
16歳	547	497	494	545	517	577	543	491	551	511	488
17歳	547	532	495	485	538	516	569	536	485	545	504
【参考】 20~44歳 女性	5,552	5,445	5,265	5,158	5,071	4,932	4,853	4,748	4,609	4,497	4,399

※各年5月1日時点

(2) 子ども・子育てニーズ調査結果の活用について

一部事業の「量の見込み」の算出にあたっては、子ども・子育てニーズ調査結果に基づく「利用希望率」を算出しました。

算出にあたっては、回答依頼方法による回答率の差異等に対する補正を行い、より正確な「利用希望率」の算出に努めました。

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

◆ 量の見込みの算定方法

地域別量の見込み（人）＝市全体の推計児童数×各地域の利用希望率

例) R7 の東市来地域の3号認定（0歳児） 利用希望率を実績利用率に変更した場合の量の見込み 36人

36.41人＝275人（R7の市全体0歳人口）×13.24%（東市来地域の利用希望率）

※地域別量の見込みを積み上げたものが市全体の量の見込み

(1) 【3～5歳】 1号認定及び2号認定のうち共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭

市全体の3～5歳児に対する利用を希望する地域ごとの「利用希望率」は下表のとおりであり、それぞれの利用希望率に、市全体の各年度の推計児童数を掛け合わせて、地域別の「量の見込み」を算定し、その合計を市全体の「量の見込み」としました。

◆ 利用希望率

	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	合計
1号	1.9%	14.6%	0.2%	1.7%	18.4%
2号（教育ニーズ）	2.1%	18.4%	1.1%	1.2%	22.8%

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	1号	人	191	185	173	171	167
	2号（教育ニーズ）	人	235	229	213	210	207
	合計	人	426	414	386	381	374
	東市来地域	人	42	40	38	37	36
	伊集院地域	人	341	332	309	305	300
	日吉地域	人	13	13	12	12	12
	吹上地域	人	30	29	27	27	26
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	385	385	385	385	385
	東市来地域	人	10	10	10	10	10
	伊集院地域	人	335	335	335	335	335
	日吉地域	人	15	15	15	15	15
	吹上地域	人	25	25	25	25	25
③ 過不足（②－①）		人	▲41	▲29	▲1	4	11

※市内4地域の「量の見込み」及び「確保方策」は参考値（以下、同様）

◆ 確保の考え方

計画期間中の量の見込みの推移から令和10年度以降は充足する見込みです。なお、令和9年度までの不足分については、公立幼稚園や保育所の利用の勧奨を行います。

(2)【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）

市全体の3～5歳児に対する利用を希望する地域ごとの「利用希望率」は下表のとおりであり、それぞれの利用希望率に、市全体の各年度の推計児童数を掛け合わせて、地域別の「量の見込み」を算定し、その合計を市全体の「量の見込み」としました。

◆ 利用希望率

	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	合計
2号（保育ニーズ）	15.2%	31.7%	5.0%	5.5%	57.4%

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	合計	人	593	577	538	530	521
	東市来地域	人	157	153	142	140	138
	伊集院地域	人	327	319	297	293	288
	日吉地域	人	52	50	47	46	45
	吹上地域	人	57	55	52	51	50
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	652	693	692	691	691
	東市来地域	人	197	196	195	194	194
	伊集院地域	人	300	342	342	342	342
	日吉地域	人	80	80	80	80	80
	吹上地域	人	75	75	75	75	75
③ 過不足（②－①）		人	59	116	154	161	170

◆ 確保の考え方

計画期間を通して、十分な利用定員を確保できる見込みです。

(3)【0歳】3号認定

ニーズ調査結果から算出した市全体の0歳児に対する利用を希望する地域ごとの「利用希望率」は下表のとおりですが、直近の実績利用率との乖離が大きいいため、実績利用率（直近3年間（令和4年～令和6年）の最大値）を踏まえた補正を行い、それぞれの利用希望率に、市全体の各年度の推計児童数を掛け合わせて、地域別の「量の見込み」を算定し、その合計を市全体の「量の見込み」としました。

◆ 利用希望率

	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	合計
ニーズ調査による利用希望率	15.7%	58.7%	4.3%	5.4%	84.1%
実績利用率（令和4年～令和6年の最大値）	—	—	—	—	70.9%
実績利用率による補正值	13.24%	49.49%	3.63%	4.55%	70.9%

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	合計	人	195	191	187	182	177
	東市来地域	人	36	36	35	34	33
	伊集院地域	人	136	133	130	127	124
	日吉地域	人	10	10	10	9	9
	吹上地域	人	13	12	12	12	11
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	111	111	111	111	111
	地域型保育事業	人	6	6	6	6	6
	合計	人	117	117	117	117	117
	東市来地域	人	30	27	27	27	27
	伊集院地域	人	62	65	65	65	65
	吹上地域	人	10	10	10	10	10
③ 過不足（②－①）		人	▲78	▲74	▲70	▲65	▲60

◆ 確保の考え方

計画期間を通して、不足することが見込まれますが、0歳児は、年度当初から年度末にかけて利用対象者が増加するという特徴があることから、定員弾力化により年度中の需要の増大に対応します。なお、0～5歳の総利用定員は、日置市全域では令和8年度以降は充足し、地域別では令和11年度以降は充足する見込みです。このことから、計画期間中に既存事業所との情報共有・対話を通して、年齢別利用定員の適正化について協議を行います。

(4)【1歳】3号認定

「【0歳】3号認定」と同様に、実績利用率を踏まえた補正を行い、「量の見込み」を算出しました。

◆ 利用希望率

	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	合計
ニーズ調査による利用希望率	14.5%	62.8%	5.7%	6.1%	89.1%
実績利用率（令和4年～令和6年の最大値）	—	—	—	—	67.9%
実績利用率による補正值	11.05%	47.86%	4.34%	4.65%	67.9%

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	合計	人	178	196	191	187	184
	東市来地域	人	29	32	31	30	30
	伊集院地域	人	126	138	135	132	129
	日吉地域	人	11	13	12	12	12
	吹上地域	人	12	13	13	13	13
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	183	195	196	197	197
	地域型保育事業	人	6	6	6	6	6
	合計	人	189	201	202	203	203
	東市来地域	人	44	45	46	47	47
	伊集院地域	人	104	115	115	115	115
	吹上地域	人	21	21	21	21	21
③ 過不足（②－①）		人	11	5	11	16	19

◆ 確保の考え方

計画期間を通して、十分な利用定員を確保できる見込みである一方、地域別でみた場合、不足が見込まれる地域がありますが、通園バスや就労先までの通勤経路等により地域外であっても利用可能な施設もあることから、十分な情報提供・入所相談を行います。

(5)【2歳】3号認定

「【0歳】3号認定」と同様に、実績利用率を踏まえた補正を行い、「量の見込み」を算出しました。

◆ 利用希望率

	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	合計
ニーズ調査による利用希望率	20.7%	63.6%	4.6%	10.4%	99.3%
実績利用率（令和4年～令和6年の最大値）	—	—	—	—	79.4%
実績利用率による補正值	16.55%	50.85%	3.68%	8.32%	79.4%

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	合計	人	244	216	237	231	225
	東市来地域	人	51	45	49	48	47
	伊集院地域	人	156	138	152	148	144
	日吉地域	人	11	10	11	11	10
	吹上地域	人	26	23	25	24	24
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	219	236	236	236	236
	地域型保育事業	人	7	7	7	7	7
	合計	人	226	243	243	243	243
	東市来地域	人	59	62	62	62	62
	伊集院地域	人	123	137	137	137	137
	吹上地域	人	24	24	24	24	24
③ 過不足（②－①）		人	▲18	27	6	12	18

◆ 確保の考え方

計画期間中の量の見込みの推移から令和8年度以降は充足する見込みです。地域別でみた場合、不足が見込まれる地域がありますが、通園バスや就労先までの通勤経路等により地域外であっても利用可能な施設もあることから、十分な情報提供・入所相談を行います。

(6) 保育利用率の目標設定

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、3歳未満の子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることが求められています。

推計児童数及び確保方策を基に算定した保育利用率は下表のとおりです。

◆ 推計児童数及び確保方策に基づく保育利用率

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
(A) 推計児童数					
・ 0歳児	275	269	262	256	251
・ 1歳児	263	289	283	276	269
・ 2歳児	307	272	298	292	284
・ 合計	845	830	843	824	804
(B) 確保方策					
・ 0歳児	117	117	117	117	117
・ 1歳児	189	201	202	203	203
・ 2歳児	226	243	243	243	243
・ 合計	532	561	562	563	563
(C) 0～2歳児の保育利用率 (B合計/A合計)	63.0%	67.6%	66.7%	68.3%	70.0%

今回算出した量の見込みに対応した保育利用率は下表のとおりです。

◆ 量の見込みに対応する保育利用率

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
(A) 推計児童数					
・ 0 歳児	275	269	262	256	251
・ 1 歳児	263	289	283	276	269
・ 2 歳児	307	272	298	292	284
・ 合計	845	830	843	824	804
(B) 3号認定の量の見込み					
・ 0 歳児	195	191	187	182	177
・ 1 歳児	178	196	191	187	184
・ 2 歳児	244	216	237	231	225
・ 合計	617	603	615	600	586
(C) 0～2歳児の保育利用率 (B合計/A合計)	73.0%	72.7%	73.0%	72.8%	72.9%

上表より、「量の見込み」に対応する保育の量を確保することから、下表のとおり各年度の目標値を定めることとします。

◆ 保育利用率の目標値

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0～2歳児の保育利用率	73.0%	73.0%	73.0%	73.0%	73.0%

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市では、こども家庭センター「チャイまる」において、子育て家庭の「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を実施しており、今後も必要に応じた援助や関係機関との連絡調整、地域連携の強化を図ります。

利用者支援事業の「量の見込み」と「確保方策」については、現在の実施体制を維持させる方向性を踏まえ設定し、新たに整備が求められている地域子育て相談機関については、令和8年度の設置を目指す本市の方向性を踏まえ設定しました。

① 基本型

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

こども家庭センター「チャイまる」において、引き続き事業を実施します。

◆ 【地域子育て相談機関】量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	か所	0	4	5	5	5
② 確保方策	か所	0	4	5	5	5
③ 過不足 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関を含む

◆ 【地域子育て相談機関】確保の考え方

令和7年度中に関係施設と令和8年度の設置に向けた協議を行い、気軽に相談できる施設の確保に努めます。

② 特定型

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

保護者が保育サービスを選択するにあたって、十分な情報提供、相談等に応じるために計画期間を通して事業を実施します。

③ こども家庭センター型

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

こども家庭センター「チャイまる」において、引き続き事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では現在、市内4箇所で開催しています。

市全体の0～2歳児の未就園児における各地域子育て支援センターに対する「利用希望率（利用希望親子組数が占める割合）」に、利用親子1組あたりの利用希望回数及び市全体の各年度の推計未就園児数を掛け合わせて、各地域子育て支援センターに対する「量の見込み」を算定し、その合計を市全体の「量の見込み」としました。

◆ 量の見込みの算定方法

地域別量の見込み（人回（親子組数）／年）

= 市全体の未就園児数（0～2歳）×利用希望率

×利用親子1組あたりの利用希望回数

例) R7の東市来地域 3,840人回

3,839.6人回 = 228人（R7の市全体0～2歳人口 - R7の市全体の3号の量の見込み）×
32.7%（東市来地域の利用希望率）×51.5回（利用親子1組あたりの利用希望回数）

※地域別量の見込みを積み上げたものが市全体の量の見込み

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	合計	人回	12,252	12,198	12,252	12,038	11,714
	東市来地域	人回	3,840	3,823	3,840	3,772	3,671
	伊集院地域	人回	6,342	6,314	6,342	6,231	6,064
	日吉地域	人回	962	958	962	946	920
	吹上地域	人回	1,108	1,103	1,108	1,089	1,059
② 確保方策	合計	人回	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	東市来地域	人回	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	伊集院地域	人回	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
	日吉地域	人回	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	吹上地域	人回	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
③ 過不足（②-①）	人回	2,748	2,802	2,748	2,962	3,286	

※人回：年間の延べ利用回数（親子組数）

◆ 確保の考え方

計画期間を通して、必要量を確保できる見込みですが、地域別でみた場合、不足が見込まれる地域があります。このことから、居住地域以外の利用がさらに進むように実施事業所との連携・協議等を行います。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

「量の見込み」については、1人あたりの健診受診回数（13回）に、出生数と近似値と考えられる「次年度時点の0歳人口」を掛け合わせて算定しました。

◆ 量の見込みの算定方法

量の見込み（人回／年）＝次年度時点の0歳児数×13（回）

例) R7 3,497人回

3,497人回＝269人（R8の市全体0歳人口）×13回（1人あたりの健診受診回数）

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人回	3,497	3,406	3,328	3,263	3,185
② 確保方策	人回	3,497	3,406	3,328	3,263	3,185
③ 過不足（②－①）	人回	0	0	0	0	0

※人回：年間の延べ利用回数

◆ 確保の考え方

母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、受診を促進します。

(4) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況等の把握を行うとともに、子育て等に関する情報提供、相談への対応等を行うことにより、必要な支援につなぐ事業です。

「量の見込み」については、1人あたりの相談回数（母子健康手帳交付時、妊娠8か月アンケート見、新生児訪問時の計3回）に、出生数と近似値と考えられる「次年度時点の0歳人口」を掛け合わせて算定しました。

◆ 量の見込みの算定方法

量の見込み（人回／年）＝次年度時点の0歳児数×3（回）

例）R7 807人回

807人回＝269人（R8の市全体0歳人口）×3回（1人あたりの相談回数）

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み		人回	807	786	768	753	735
② 確保方策	こども家庭センター等による実施	人回	807	786	768	753	735
	上記以外の業務委託による実施	人回	0	0	0	0	0
	合計	人回	807	786	768	753	735
③ 過不足（②－①）		人回	0	0	0	0	0

※人回：年間の延べ利用回数

◆ 確保の考え方

母子手帳交付時のこんにちは妊婦さん訪問事業や新生児訪問時の面談等、妊娠時から妊産婦に寄り添う事業を引き続き実施します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

各年度の0歳の推計人口を「量の見込み」として設定しました。

◆ 量の見込みの算定方法

量の見込み（人／年）＝0歳児数

例) R7 275人

275人＝275人（R7の市全体0歳人口）

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人	275	269	262	256	251
② 確保方策	人	275	269	262	256	251
③ 過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

母子保健推進員による訪問活動を継続して実施します。

(6) 産後ケア事業

出産からの退院直後の母子に対して、心身のケアや、育児や授乳についての保健指導等のきめ細かい支援を行う事業です。

「量の見込み」については、令和5年度における市全体の産婦100人あたりの利用日数(57.7日)に、各年度の0歳の推計人口を掛け合わせて算定しました。

◆ 量の見込みの算定方法

量の見込み(人日/年) = 0歳児数 × 57.7(日) / 100

例) R7 159人日

158.7人日 = 275人(R7の市全体0歳人口) × 57.7日(産婦100人あたりの利用回数)
/ 100

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人日	159	155	151	148	145
② 確保方策	人日	159	155	151	148	145
③ 過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

産後ケア実施事業所を確保し、事業を継続して実施します。

(7) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

令和5年度の利用実績（120人）を「量の見込み」として設定しました。

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人	120	120	120	120	120
② 確保方策	人	120	120	120	120	120
③ 過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等と連携し、事業の充実につなげます。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

本市では、各地域において要保護児童対策地域連絡会を開催し、個別事案に関する情報共有及び対応の協議を行うとともに、必要に応じて、対象家庭への直接訪問や相談等による支援を行っています。

各地域で地域連絡会を開催している状況を踏まえ、量の見込みと確保方策を4か所と設定しました。

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	か所	4	4	4	4	4
② 確保方策	か所	4	4	4	4	4
③ 過不足（②－①）	か所	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

引き続き、各地域において要保護児童対策地域連絡会を開催し、関係機関・団体間の連携強化を図ります。

(8) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業であり、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

本市では現在、10施設と契約し、事業を実施しています。

「量の見込み」については、直近3年間における短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）の利用実績の平均値が82人日であることに加え、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の利用可能性を考慮し、90人日と設定しました。

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人日	90	90	90	90	90
② 確保方策	人日	90	90	90	90	90
	か所	10	10	10	10	10
③ 過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

児童養護施設等への外部委託により提供体制を確保します。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本市では現在、一時預かり事業の幼稚園型として、在園児を対象とした「預かり保育」を5認定こども園、1幼稚園で実施し、幼稚園型以外として、認定こども園や幼稚園、保育所に在籍していない子どもを一時的に保育する「一時預かり」を3認定こども園、8保育所で実施しています。

① 幼稚園型

市全体の3～5歳児に対する利用を希望する地域ごとの「利用希望率」は、下表のとおりであり、それぞれの利用希望率に、市全体の各年度の推計児童数を掛け合わせて、地域別の「量の見込み」を算定し、その合計を市全体の「量の見込み」としました。

◆ 量の見込みの算定方法

地域別量の見込み（人日）＝市全体の推計児童数×各地域の利用希望率
×利用者1人あたりの利用見込み日数

例) R7の東市来地域の量の見込み 7,505人日

1号 1,876人日＝1,031人（R7の市全体3～5歳人口）×0.7%（東市来地域の利用希望率）×260日（利用者1人あたりの利用見込み日数）

2号（教育） 5,629人日＝1,031人（R7の市全体3～5歳人口）×2.1%（東市来地域の利用希望率）×260日（利用者1人あたりの利用見込み日数）

※地域別量の見込みを積み上げたものが市全体の量の見込み

◆ 利用希望率

	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	合計
1号	0.7%	0.5%	0.0%	0.0%	1.2%
2号（教育ニーズ）	2.1%	18.4%	1.1%	1.2%	22.8%

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1号	人日	3,216	3,142	2,923	2,880	2,833
	2号(教育ニーズ)	人日	61,118	59,695	55,545	54,716	53,827
	合計	人日	64,334	62,837	58,468	57,596	56,660
	東市来地域	人日	7,505	7,331	6,821	6,720	6,611
	伊集院地域	人日	50,663	49,484	46,044	45,356	44,619
	日吉地域	人日	2,949	2,880	2,680	2,640	2,597
	吹上地域	人日	3,217	3,142	2,923	2,880	2,833
② 確保方策	合計	人日	64,334	62,837	58,468	57,596	56,660
	東市来地域	人日	7,505	7,331	6,821	6,720	6,611
	伊集院地域	人日	50,663	49,484	46,044	45,356	44,619
	日吉地域	人日	2,949	2,880	2,680	2,640	2,597
	吹上地域	人日	3,217	3,142	2,923	2,880	2,833
③ 過不足(②-①)		人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

計画期間を通して、必要量を確保できる見込みです。

② 幼稚園型以外

市全体の0～2歳児の未就園児に対する利用を希望する地域ごとの「利用希望率」及び「利用者1人あたり利用希望回数」は下表のとおりであり、それぞれの利用希望率。利用者1人あたり利用希望回数及び市全体の各年度の推計未就園児数を掛け合わせて、地域ごとの「量の見込み」を算定し、その合計を市全体の「量の見込み」としました。

なお、算定にあたっては、3～5歳児の「利用希望率」及び「利用者1人あたり利用希望回数」が2歳児と同値であると仮定して算定を行いました。

◆ 量の見込みの算定方法

地域別・年齢別の量の見込み（人日／年）

=市全体の未就園児数×利用希望率×利用者1人あたりの希望日数

例) R7の東市来地域（0歳児） 613人日

613.4人日=80人（R7の市全体0歳人口-R7の市全体の3号（0歳）の量の見込み）

×6.6%（東市来地域の利用希望率）×116.182日（利用者1人あたりの利用日数）

※地域別・年齢別の量の見込みを積み上げたものが市全体の量の見込み

◆ 利用希望率と利用者1人あたり希望日数

		東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域
0歳児	利用希望率	6.6%	26.5%	0.6%	3.0%
	利用者1人あたり利用希望日数	116.182日	105.636日	24.000日	34.000日
1歳児	利用希望率	6.0%	46.0%	4.0%	6.0%
	利用者1人あたり利用希望日数	73.333日	136.222日	104.000日	182.000日
2歳児 以上	利用希望率	0.0%	53.1%	0.0%	6.3%
	利用者1人あたり利用希望日数	—	107.091日	—	52.000日

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	合計	人日	14,438	14,841	14,772	14,426	14,037
	東市来地域	人日	987	1,007	980	959	941
	伊集院地域	人日	11,830	12,105	12,073	11,800	11,492
	日吉地域	人日	366	398	394	381	365
	吹上地域	人日	1,255	1,331	1,325	1,286	1,239
② 確保方策	合計	人日	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600
	東市来地域	人日	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
	伊集院地域	人日	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	日吉地域	人日	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	吹上地域	人日	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
③ 過不足 (②-①)		人日	1,162	759	828	1,174	1,563

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

計画期間を通して、必要量を確保できる見込みですが、地域別でみた場合、不足が見込まれる地域があります。また、本事業については、実績と量の見込みの差が大きいことから、利用の促進を図るため、利用可能施設や利用方法等の情報提供体制等について事業実施事業所との協議を行い、必要に応じて見直します。

(10) 延長（時間外）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

本市では現在、23箇所を実施しています。

「量の見込み」については、0～5歳児に係る「利用希望率」を下表のとおり算定し、利用希望率に各年度の推計児童数を掛け合わせて「量の見込み」としました。

◆ 量の見込みの算定方法

量の見込み（人／年）＝推計児童数×利用希望率

例) R7の量の見込み 631人

631.3人＝1,876人（R7の市全体0～5歳人口）×33.65%（R7の利用希望率）

◆ 利用希望率

	実績値		見込値					
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用希望率	28.27%	31.35%	32.88%	33.65%	34.04%	34.23%	34.32%	34.37%
利用希望率の変動幅（前年比）		3.08%	1.53%	0.77%	0.39%	0.19%	0.09%	0.05%

※コロナ禍におけるニーズの変動を踏まえ、令和4年度～令和5年度における利用希望率の変動幅が年度ごとに半減しながら推移すると仮定

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人	631	625	609	600	588
② 確保方策	人	631	625	609	600	588
	か所	23	24	24	24	24
③ 過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

計画期間を通して、必要量を確保できる見込みです。

(11) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本市では現在、1箇所を実施しています。

「量の見込み」については、0～5歳に係る「利用希望率」を下表のとおり算定し、利用希望率に各年度の推計児童数を掛け合わせて「量の見込み」としました。

◆ 量の見込みの算定方法

量の見込み（人日／年）＝推計児童数×利用希望率（児童数100人に対する延べ利用日数）／100

例) R7の量の見込み 343人日

342.6人日＝1,876人（R7の市全体0～5歳人口）×18.26人日（R7の利用希望率）
／100

◆ 利用希望率

	実績値		見込値					
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用希望率 (児童数100人に対する延べ利用日数)	14.94人日	16.84人日	17.79人日	18.26人日	18.50人日	18.62人日	18.68人日	18.71人日
利用希望率の変動幅 (前年比)		1.90人日	0.95人日	0.47人日	0.24人日	0.12人日	0.06人日	0.03人日

※コロナ禍におけるニーズの変動を踏まえ、令和4年度～令和5年度における利用希望率の変動幅が年度ごとに半減しながら推移すると仮定

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人日	343	340	331	326	320
② 確保方策	人日	900	900	900	900	900
	か所	1	1	1	1	1
③ 過不足(②-①)	人日	557	560	569	574	580

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

計画期間を通して、必要量を確保できる見込みですが、事業実施施設の拡充について保護者ニーズが高い事業です。このことから、保育所等での実施や広域利用の可能性を検討します。

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に保育園や公民館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市では現在、19箇所を実施しています。

各地域における各学年の小学生の「利用希望率」に、各地域における各年度の推計児童数を掛け合わせて、地域ごとの「量の見込み」を算定し、その合計を市全体の「量の見込み」としました。

◆ 量の見込みの算定方法

地域別量の見込み（人／年） ＝地域別・学年別の推計児童数×利用希望率 例) R7の東市来地域（小学1年生） 52人 $51.5人 = 74人（R7の東市来地域6歳人口） \times 69.6\%（東市来地域（小学1年生）の利用希望率）$ ※地域別量の見込みを積み上げたものが市全体の量の見込み

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	1年生	人	294	277	286	259	259
	2年生	人	217	221	207	212	195
	3年生	人	183	176	180	167	174
	4年生	人	106	99	89	96	88
	5年生	人	64	67	63	58	62
	6年生	人	40	39	40	39	33
	合計	人	904	879	865	831	811
	東市来地域	人	155	148	128	122	113
	伊集院地域	人	573	572	583	571	568
	日吉地域	人	47	43	50	38	39
吹上地域	人	129	116	104	100	91	
② 確保方策	合計	人	735	855	895	895	895
	東市来地域	人	96	96	136	136	136
	伊集院地域	人	501	621	621	621	621
	日吉地域	人	40	40	40	40	40
	吹上地域	人	98	98	98	98	98
③ 過不足（②－①）		人	▲169	▲24	30	64	84

◆ 確保の考え方

必要量を確保するため、放課後子ども環境整備事業の活用等により、令和8年度までに全小学校区で必要な支援単位を確保します。また、小学校区内に放課後児童健全育成事業を実施する事業所がない場合など、必要に応じて小学校低学年受入事業（小規模多機能・放課後児童支援事業）を活用し、必要量を確保します。

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「育児のお手伝いをしてほしい人」と「育児のお手伝いをしたい人」をマッチングして、地域住民（有償ボランティア）が一時的に子どもを預かったり、保育施設や放課後児童クラブ等への送迎を行うなどの支援を行う事業です。

本市では現在、事業を実施していませんが、令和7年度中の実施を目指すこととし、「量の見込み」については、事業を現在実施している他自治体の状況を踏まえ、500人日と設定しました。

なお、令和7年度の「量の見込み」については、現時点において事業開始時期の目処を令和8年1月としていること、事業開始後の保護者への浸透までに一定程度の期間を要することを考慮し、500人日の約8分の1である63人日としました。

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人日	63	500	500	500	500
② 確保方策	人日	63	500	500	500	500
③ 過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：年間の延べ利用日数

◆ 確保の考え方

令和7年度中の事業開始を目指し、実施体制の構築を図るとともに、事業開始後は有償ボランティアの確保や子育て世帯に対する周知に努めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、令和6年4月に制度化された事業です。

◆ 今後の方針

本市では現在実施していませんが、令和10年度の事業開始を目指し、提供体制の整備を図るとともに、令和9年度に予定をしている本計画の中間見直し時において、量の見込みと確保方策を定めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、令和6年4月に制度化された事業です。

◆ 今後の方針

本市では現在実施していませんが、令和10年度の事業開始を目指し、提供体制の整備を図るとともに、令和9年度に予定をしている本計画の中間見直し時において、量の見込みと確保方策を定めます。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、令和6年4月に制度化された事業です。

本市では現在、事業を実施していませんが、令和8年度からの実施を目指すこととし、「量の見込み」については、本市が実施している類似事業の令和5年度実績が10人であることを踏まえ、10人と設定しました。

◆ 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人	0	10	10	10	10
② 確保方策	人	0	10	10	10	10
③ 過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

◆ 確保の考え方

本市では現在実施していませんが、令和8年度の事業開始を目指し、提供体制の整備を図ります。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所や幼稚園等を利用していない生後6か月児～2歳児を対象に、月10時間程度の範囲内で、就労要件を問わず、保育所等を利用できる制度であり、令和8年度からの本格実施が予定されている事業です。

「量の見込み」については、国が示した手引きを踏まえた算定方法により、未就園児が利用時間の上限の目安とされている月10時間の利用を行った場合を仮定して行いました。

◆ 量の見込みの算定方法

量の見込み（人日）＝未就園児数×利用希望率×10／176

例）R8の6か月～1歳未満児 6人日（小数以下切り上げ）

5.3人日＝134.5人（R8の市全体6か月～1歳未満人口）×69.9%（調査リストの児童数に対する未就園児の割合）×100.0%（利用希望率）×10時間（1人・1月あたりの上限利用時間（目安）／176時間（定員1人・1月あたりの提供可能時間）

※1日あたりの利用人数（利用定員ベース）であることに留意

◆ 未就園児の割合と利用希望率

	6か月～1歳未満児	1歳児	2歳児
児童数に対する未就園児の割合 ※ニーズ調査リスト	69.9%	35.9%	22.2%
未就園児数に対する利用希望率	100.0%	74.0%	78.1%

◆ 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	0歳児	人日	/	6	6	6	5
	1歳児	人日	/	5	5	5	5
	2歳児	人日	/	3	3	3	3
② 確保方策	0歳児	人日	/	6	6	6	5
	1歳児	人日	/	5	5	5	5
	2歳児	人日	/	3	3	3	3

※人日：1日あたりの利用人数（利用定員数ベース）

本事業については、事業内容の詳細が確定しておらず、事業実施の可能性のある事業者の方針等も定まっていないため、本計画においては暫定値を設定し、適宜見直しを行うこととする

◆ 確保の考え方

令和8年度の本格実施に向けての制度内容がまだまだ不明確ですが、事業実施について保護者ニーズが高い事業です。このことから、一時預かり事業所や地域子育て支援拠点事業所、保育の必要量を十分に確保できている地域の保育所等での実施に向けて、協議・検討します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

◆ 今後の方針

現在は実施していませんが、国の動向等を見ながら、検討を行います。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配促進、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援、多子世帯の保育料負担軽減を行う事業です。

◆ 今後の方針

学校法人以外が経営する認定こども園が保育士等の加配を行った場合、必要な補助を行います。

5. その他事項

(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

現在の教育・保育の利用状況に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

また、保育人材の確保や定着促進、子ども・子育て会議等を通じた情報共有、研修機会の確保等の推進により、教育・保育の量的・質的確保に努めます。

さらに、幼児期の教育・保育から小学校における教育へと円滑に移行できるよう、教育・保育施設と小学校との連携体制の強化を図るとともに、子ども・教員・保護者同士の交流促進を図ります。

(2) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な職場環境の整備に関する施策との連携

多様な生き方、働き方の中で、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

(4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においては、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等の相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を推進します。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、養育支援事業につなげます。

② 社会的養護体制の維持・確保

本市では、児童相談所と連携し、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。

③ ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当や医療費の支給、自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

④ 障がい児施策の充実

療育・保育・教育に携わる者の専門性の向上を図るとともに、専門家の協力を得ながら子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、医療機関や保健機関などの関係機関と連携し、障がい児施策を総合的に推進します。

また、保護者へ必要な情報提供や助言等を行い、事業利用の円滑化を図ります。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、鹿児島県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組を行うことが重要とされています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年6回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適切な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、鹿児島県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を推進します。

(6) 放課後児童対策に係る取組

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策

◆ 量の見込みと目標整備量

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 量の見込み	1 年生	人	294	277	286	259	259
	2 年生	人	217	221	207	212	195
	3 年生	人	183	176	180	167	174
	4 年生	人	106	99	89	96	88
	5 年生	人	64	67	63	58	62
	6 年生	人	40	39	40	39	33
	合計	人	904	879	865	831	811
② 目標整備量		人	735	855	895	895	895
③ 過不足 (②-①)		人	▲169	▲24	30	64	84

◆ 確保の考え方

必要量を確保するため、放課後子ども環境整備事業の活用等により、令和8年度までに全小学校区で必要な支援単位を確保します。また、小学校区内に放課後児童健全育成事業を実施する事業所がない場合など、必要に応じて小学校低学年受入事業（小規模多機能・放課後児童支援事業）を活用し、必要量を確保します。

- ② 放課後子供教室の年度ごとの実施計画

- ③ 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

- ④ 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

◆ 目標事業量

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
放課後子供教室		か所	0	1	1	1	1
うち、連携型		か所	0	0	0	0	0
うち、校内交流型		か所	0	0	0	0	0

⑤ 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子供教室を実施することにより、「小1の壁」を打破すべく、共働き家庭等の児童にとって安全・安心な居場所の確保を図り、放課後子供教室を実施する場合には、既存の放課後児童クラブとの連携が行われるよう努めます。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

児童の放課後における安全・安心な居場所の確保は、地域や学校にとって重要な課題であり、学校施設の活用についても強く求められています。

各学校において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に使用できる余裕教室がないかなど、教育委員会と十分な事前協議を行い、活用を検討します。

⑦ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策、事業の質の向上に関する具体的な方策等

- ・ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

教育委員会とこども未来課が連携を図り、教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者相互の共通理解や情報共有を図り、学校施設の使用計画や活用状況について十分な協議を行います。

- ・ 事業の質の向上に関する具体的な方策

地域や保護者のニーズを踏まえながら、開所時間の延長等について検討を行います。

また、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を図るとともに、地域や学校と連携しながら、地域の子どもを見守る体制の維持・強化を図ります。

II 子どもの生活応援計画

1. 子どもの生活応援計画について

国が令和3年に実施した調査では、17歳以下の子どものうち、9人に1人が相対的貧困の状態にあるとされています。

そうした中、国は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を制定し、市町村に対し、子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定を努力義務として定めています。

本章においては、子どもの貧困の解消に向けた対策に係る施策について「日置市子どもの生活応援計画」として掲載し、子どもの貧困の解消に向けた対策の総合的な推進を図ります。

2. 施策の方向性

(1) 子どもに届く経済的支援

① 教育費負担の軽減

経済的な理由で進学を諦めることのないよう、保育・幼児教育から子どもの社会的自立までのライフステージに応じ、就学の援助や学資の援助、就学に関わる支援制度の充実等による切れ目のない支援に取り組みます。

具体的には、教育費負担を軽減するため、給付型奨学金制度等を活用し、生活が困難な状況にある家庭の子どもたちが安心して進学し、夢を実現できるよう支援します。

また、所得の低いひとり親家庭や生活困窮世帯に対して、福祉資金貸付金等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や自立支援につながる総合的な取組を推進します。

② 医療費の助成・各種手当による支援

子育て世帯や多子世帯など、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減や必要な医療を容易に受けることができるよう、子ども医療をはじめとした安心して医療を受診できる体制の更なる充実を目指すとともに、子どもの医療費の助成に引き続き取り組むことで安心して子育てしやすい環境づくりに努めます。

(2) 子どもの豊かな成長を支える教育の支援

① 地域における学習支援

本市が取り組む学校運営協議会制度により、地域の力を生かした学校運営や教育活動を充実させるとともに、学校、家庭、地域による学習支援等の連携・協働を図ります。

また、障がい児や不登校、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなぐことができるよう、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等の更なる充実に向けた活動を推進します。

さらに、今後一貫した教育支援体制を構築するためにも、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を配置している児童・障がい福祉施設や医療機関等の様々な関係機関との協力体制の強化を図ります。

その他、子どもの健やかな発育・発達を支えるとともに、朝食の摂取を含む望ましい食習慣や生活習慣の形成を図るため、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進します。

② すべての子どもたちが安心して教育を受ける機会の提供

年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における子育て環境に大きな影響を与えることから、多様な保育サービスの充実や幼児教育・保育の無償化の着実な実施に取り組めます。

また、保育士などの処遇改善や研修を通じて、保育・幼児教育の質の向上を推進します。

学校教育については、学校に通うすべての子どもたちの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や個別指導等に取り組むとともに、教職員の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進します。

また、GIGAスクール構想による教職員の指導力向上、児童生徒1人1台の端末をはじめ、学習支援ツールや大型提示装置等のICT環境の整備により、個々の理解度や実態に応じた学習活動を行うことで、基礎学力の定着や学力の向上を図ります。

③ 子どもの就業支援の充実

高校生に対する就業支援策として、かごしま連携中枢都市圏における構成市及び地元企業と連携しながら、企業セミナー、企業面談会及び企業見学会等の機会を設け、継続的に実施することにより、就業意識の向上を図ります。

また、高校中退者等については、学校を通じた進路選択に関する情報が得にくくなり、社会との接点の維持や、新たな就学や就労に導く支援が重要となることから、SNS等を活用した継続的な情報提供の充実を図るとともに、就労支援や能力開発支援に向けて、ハローワークや職業訓練校等との連携強化に取り組めます。

(3) 子どもと保護者の安定した生活の支援

① 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

不妊治療費の助成をはじめ、母子保健手帳交付時の面談や、こんにちは妊婦さん訪問、出産後の新生児訪問等を行い、妊娠から産後まで安心して過ごせるまちづくりを目指します。

また、子育ての孤立を防ぐため、きめ細やかな相談支援体制を強化するとともに、子育て支援アプリ「チャイまる」を活用し、母子保健や子育て支援等に関するサービスの情報提供を行うなど、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図ります。

さらに、市民や保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、学校、医療機関、関係団体・事業者、行政等の関係機関が連携し、地域が一体となった子育て支援に取り組みます。

② 保護者の生活支援

家庭での育児や子どもの世話等に悩みを持つひとり親家庭や生活困窮家庭等を対象にした生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図るとともに、生活困窮者への自立支援に向けた包括的な支援に取り組みます。

③ 子どもの生活支援

貧困の状態にある子どもが、社会的孤立に陥ることのないよう、早期発見・把握に努め、親子間のコミュニケーションの促進や社会参加の機会の確保等にも配慮しながら、必要な支援を行います。

また、子ども食堂やフードバンク等による食の支援や子どもの居場所づくりなど、子どもたちが安心して過ごせる場所、多様な大人たちとの出会いの機会を創出するため、各関係団体と連携を図りながら地域全体で子どもの生活を支援します。

さらに、子どもの居場所づくりの取組が各地域に広がっていくよう、情報発信・情報提供等の充実を図るとともに、人とのつながりや遊び、学習、食事提供の機会を通じて子どもの自己肯定感を育むなど、地域において様々な形の居場所のあり方を検討します。

(4) 保護者の就労支援

① 保護者の就労支援

ひとり親家庭や生活困窮者等に対する自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金をはじめとした各種事業の実施等、保護者の状況に応じたきめ細やかな就労支援を行います。

② 保護者の学びの支援

子どもが労働の価値や意味を学ぶことは、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義があります。

安定した就労に結び付けるため、就職に有利な資格取得支援などによる保護者の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。

また、対象者の実情を的確に把握し、就労による経済的自立、社会参加の場の提供による日常生活や社会生活の自立支援を図ります。

(5) 地域で支える制度利用・相談体制の支援

① 重層的支援体制の構築

多様化・複雑化する相談内容に柔軟な対応ができるよう、こども家庭センター「チャイまる」を核として、日置市子ども支援センターや地域子育て支援センター等、関係機関との連携・協働を図り、包括的な相談体制を整備するとともに、「ワンストップ」かつ「アウトリーチ型」による各分野の専門性を生かした、地域全体における継続的な伴走型支援体制の構築を図ります。

② 情報発信の強化

子どもの年齢や発達の段階に応じて必要な情報誌やパンフレット、チラシ等を配布するなど、子どもの貧困に関わる相談窓口や各種支援制度、サービス利用についての周知を行います。

また、支援が必要なすべての人に適切な情報が届くよう各種媒体を活用し、掲載内容の充実や提供体制の構築、情報発信の強化を図ります。

③ 相談体制の充実

相談内容の複雑・多様化だけではなく、相談件数も増加傾向にあることから、既存職員の役割分担の明確化や相談職員の資質向上、専門性を強化するため、各種研修を実施するなど、相談体制の充実・強化に取り組みます。

また、生活困窮者やひとり親家庭等が抱える、子育てや教育、就労、家計等に関する様々な相談に柔軟に対応するとともに、生活支援員や就労支援員等による専門的な助言・指導を行うなど、家庭と仕事の両立による社会的自立につながるための相談支援体制を整備し、必要な支援に取り組みます。

Ⅲ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

1. 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にある一方、「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に推進します。

【主な取組】

(1) 地域における子育てサービスの充実

取組	担当課
かごしま子育て支援パスポート事業の充実 保育所での地域活動の充実 保育サービスに関する情報提供	こども未来課
子育てに関する情報の提供	こども未来課 福祉課 健康保険課
こども家庭センター	こども未来課 健康保険課
障害児通所支援事業 放課後等デイサービス	福祉課
子どもたちの健康や安心・安全を守るための助言 子ども支援センター	学校教育課

(2) 保育サービスの充実

取組	担当課
地域子育て支援センター 病児・病後児保育事業 休日保育 延長保育 一時預かり事業 子育て短期支援事業 保育所の計画的整備 認可保育所・認定こども園の設置・運営 日置市子ども・子育て会議 受入児童の拡充 認可外保育所等との連携 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	こども未来課
教員の資質向上と適正評価の実施 保育所・幼稚園・小学校の連携による段差のないスムーズな小学校への適応支援 幼保小の連携推進	学校教育課
放課後子供教室	社会教育課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

取組	担当課
子ども食堂の支援 子育て支援ネットワークの形成	こども未来課
市ホームページや子育て支援アプリ「チャイまる」を活用した子育てに関する情報提供	こども未来課 健康保険課
自立支援協議会（子ども支援部会）	福祉課

(4) 子どもの健全育成

取組	担当課
保育所での異世代交流事業（青少年、高齢者等）	こども未来課
P T A連絡協議会・単位P T A活動への支援 青少年活動の充実 子ども会の育成事業 豊かな自然を活かした児童の健全育成の推進 学校図書、図書館との連携強化 青少年健全育成市民会議の設置 家庭教育学級の充実 望ましい家庭環境醸成へ向けた広報・啓発活動	社会教育課

(5) 地域における人材育成

取組	担当課
子ども会指導者・育成者研修会 ジュニア・リーダークラブの育成	社会教育課
ペアレントトレーニングインストラクター養成研修	福祉課

2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

子どもを安全に安心して産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図るための訪問・相談や情報提供の実施、医療対策の充実に向けた取組等の推進を図ります。

【主な取組】

(1) 子どもと母親の健康の確保

取組	担当課
子ども医療費の無償化 児童手当の支給 保育料の軽減	こども未来課
巡回支援専門員整備 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 医療的ケア児等在宅レスパイト支援事業	福祉課
保育所・幼稚園の巡回訪問	福祉課 健康保険課
母子保健推進員活動 こんにちは妊婦さん訪問事業 妊産婦・新生児訪問事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業 育児相談 双子の会 親子教室 母子健康手帳交付 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査 乳幼児健康診査 乳幼児歯科健診 不妊治療助成事業（ベビカムサポート） 産後ケア事業 未熟児養育医療事業 粉ミルク助成事業 ようこそ赤ちゃん教室 初回産科受診料助成事業	健康保険課

(2) 思春期対策

取組	担当課
思春期教室（SOSの出し方教室、いのちふれあい体験教室、性教育）	健康保険課 学校教育課
喫煙防止・飲酒防止・薬物濫用防止の対策（児童生徒・保護者・地域住民への教育の充実、学校・公共期間での分煙実施等） 性教育の充実	学校教育課

(3) 食育の推進

取組	担当課
「食農交流」の推進	農林水産課
学校、保育所、幼稚園等での食育推進事業	学校教育課

(4) 医療体制の充実

取組	担当課
子ども医療費の無償化【再掲】	こども未来課
重度心身障害者医療費助成事業 育成医療	福祉課

3. その他の次世代育成対策の実施

全ての子どもの心身の健やかな成長や子育て世帯における子育てを支えるため、生活環境や教育環境の整備、支援を必要とする子育て世帯への支援の充実等を推進します。

【主な取組】

(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 親の心構えや不安・課題の軽減

取組	担当課
こども家庭センター【再掲】	こども未来課 健康保険課
障害者等相談支援事業 障害者相談員設置事業 日置市障がい者等基幹相談支援センター	福祉課
外国人幼児・児童・生徒、帰国子女及びその家族への支援	企画課 学校教育課
男女が協力して家庭を築き、子育てをすることの意義に関する教育・広報・啓発の推進、講演会等の開催	社会教育課

② 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

取組	担当課
学習支援事業（生活困窮世帯）	福祉課
寄り添いサポート のびゆくひおきっ子事業 ICT整備事業 道徳科の教科書を活用した道徳教育の推進及び道徳授業の充実 公共図書館と関係機関等との連携強化 学校におけるスポーツ環境の充実（一校一運動） 健康教育の推進 教育相談活動の充実 個に応じたきめ細かな指導の充実 教職員の人権教育研修会への派遣 魅力ある学校づくりの推進 ひおきふるさと教育 外部人材の協力による学校の活性化の推進 学校運営協議会 学校の安全管理の推進 不登校への対応 ふれあい教室事業	学校教育課
地域学校協働活動	社会教育課

③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

取組	担当課
インターネット等情報モラルについての指導強化	学校教育課
街頭補導活動の推進 校外生活指導連絡協議会との連携による校外補導	社会教育課

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

取組	担当課
チャイルドシート無料レンタルサービス	こども未来課
交通安全教育の推進	総務課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

取組	担当課
防犯対策	総務課
子どもの安全対策活動への支援	社会教育課

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

取組	担当課
男女共同参画基本計画に基づく啓発事業	企画課
仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進	企画課 商工観光課

② 仕事と子育ての両立の推進

取組	担当課
保育所の計画的整備【再掲】 保育サービスに関する情報提供【再掲】 延長保育【再掲】 病児・病後児保育事業【再掲】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	こども未来課
こども家庭センター【再掲】	こども未来課 健康保険課
放課後等デイサービス【再掲】	福祉課
放課後子供教室【再掲】	社会教育課

(4) より支援等を要する子ども・家庭への支援の充実

① 児童虐待防止対策の充実

取組	担当課
啓発ポスターの掲示 子どもの貧困対策事業 緊急一時保護体制の整備	こども未来課
こども家庭センター【再掲】	こども未来課 健康保険課
配偶者暴力相談支援センター	福祉課
産後うつスクリーニング事業 発達相談会（すこやか相談会）	健康保険課
DVの予防対策と相談体制の充実	企画課
子ども支援センター【再掲】	学校教育課
社会教育における人権講座	社会教育課

② 被害に遭った子どもの保護の推進

取組	担当課
こども家庭センター【再掲】	こども未来課 健康保険課
産後ケア事業【再掲】 養育支援訪問事業	健康保険課
スクールカウンセラーの配置 スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課

③ ひとり親家庭や生活困窮世帯等への支援の推進

取組	担当課
児童扶養手当 ひとり親家庭医療費助成事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 保育所の優先入所 母子生活支援施設措置費事業 保育料の軽減【再掲】 子ども食堂の支援【再掲】 子供の未来応援国民運動の啓発	こども未来課
ヤングケアラー対策	こども未来課 福祉課 健康保険課 介護保険課 学校教育課
生活困窮者等を対象とした自立相談窓口の設置 家計改善支援事業 住居確保給付金の支給（生活困窮者） 自立相談支援員による家計再建支援の実施（生活困窮者） 就労準備支援事業の実施（生活困窮者） 就労訓練事業（中間的就労）の推進（生活困窮者） 就労支援員による就労・転職支援 就労継続支援（雇用型、非雇用型） 就労移行支援 ケースワーカーによる相談 生活困窮者等自立支援庁内調整会議の開催 相談職員の資質の向上 フードバンクの斡旋・紹介 学習支援事業（生活困窮世帯）【再掲】	福祉課
就業支援体制の整備	企画課 学校教育課
就学援助（要保護・準要保護） 就学援助（新入学者入学前支給） 奨学資金貸付制度	教育総務課
教職員に対する啓発	学校教育課
フードドライブ（伊集院地域各種女性団体連合会）	社会教育課

④ 障がい児施策の充実

取組	担当課
保育料の軽減【再掲】 保育所や幼稚園、認定こども園における障がい児支援	こども未来課
医療的ケア児への対応	こども未来課 福祉課 健康保険課
補装具費支給 障がい者等日常生活用具等給付事業 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業【再掲】 障害者総合支援法による介護給付費サービス 日中一時支援事業 障がい者等移動支援事業 特別児童扶養手当 障害児福祉手当支給事業 重度心身障害者医療費助成 自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療） 障がい児施策や制度に関する情報提供の充実 巡回支援専門員整備【再掲】 医療的ケア児等在宅レスパイト支援事業【再掲】 障害者等相談支援事業【再掲】 障害者相談員設置事業【再掲】 児童発達支援、放課後等デイサービス	福祉課
親子教室【再掲】 発達相談会（すこやか相談会）【再掲】 育児相談【再掲】 Manmaru Cafe（マンマルカフェ）	健康保険課
就学时健康診断 特別支援教育就学奨励費	教育総務課
障がい児に対する教育環境の整備 障がい児に対する教職員の質的向上 個に応じた教育的支援 特別支援教育の充実 教育支援委員会の実施 特別支援教育研修会	学校教育課

第4章 推進体制

1. 計画の周知
2. 計画の推進
3. 計画の進行管理

第4章 推進体制

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、新たな制度の施行や制度の見直し等が行われた場合には、それらの内容について分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、国が作成するリーフレット等を活用しながら、情報提供に努めます。

2. 計画の推進

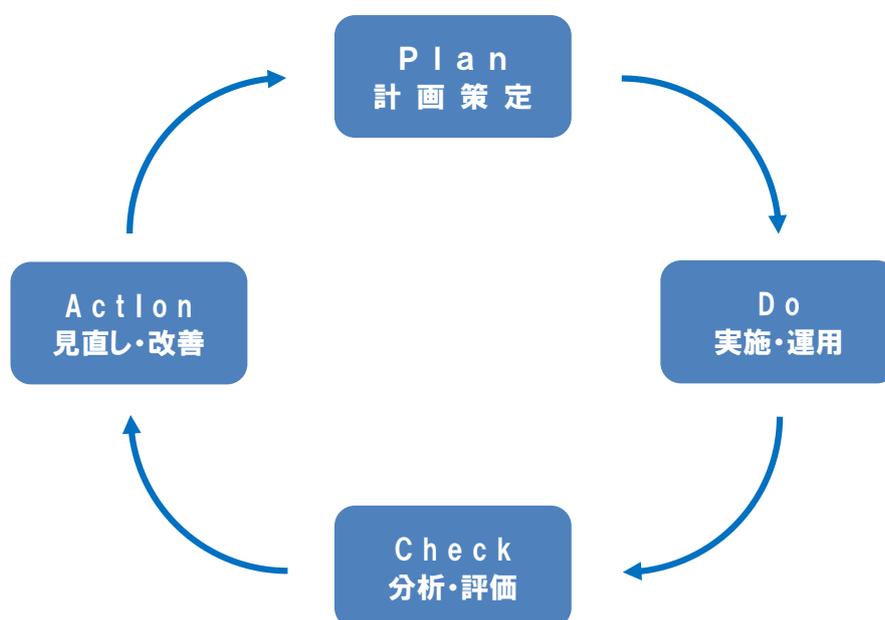
本計画を着実に推進していくには、市行政のほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である認定こども園、幼稚園、保育所等や地域子ども・子育て支援事業の担い手が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図っていくことが重要です。

関係機関が適切に役割を果たせるよう相互の連携を図り、子育て支援策の質の向上に努めます。

3. 計画の進行管理

この計画（Plan）の運用にあたっては、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

そのため、定期的に進捗状況の確認に努めるとともに、計画の見直しが必要な状況となった場合には、令和9年度において中間見直しを行います。



資料編

1. 日置市子ども・子育て会議設置条例
2. 日置市子ども・子育て会議委員名簿

1. 日置市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月4日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、日置市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 保育教育関係団体の代表
- (2) 保健医療福祉関係団体の代表
- (3) 各種団体の代表
- (4) 学識経験者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2. 日置市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和7年9月30日

	区分	団体名等	氏名	役職	備考
1	保育教育関係団体の代表	日置市幼稚園代表	池田 政之	学校法人朝日ヶ丘学園 理事長	
2		日置市認可保育園代表	鮫島 尊美	社会福祉法人白百合福祉会 理事長	
3		日置市地域型保育事 所代表	那須 良彦	社会福祉法人金剛樹心会 理事長	
4		日置市放課後児童ク ラブ代表	北林 夕海子	花田児童クラブ 放課後児童支援員	会長
5		日置市教育委員	内村 友治	日置市教育委員	
6		日置市小・中学校代 表	野間 努	鶴丸小学校 校長	
7		日置市PTA連絡協 議会代表	元山 寿哉	日置市PTA連絡協議会 会長	
8	保健医療福祉関係団体の代表	医療関係者	奥 章三	鹿児島こども病院 理事長	
9		児童相談所代表	堂園 栄一	鹿児島県中央児童相談所 所長	
10		伊集院保健所	久木野 和歌子	伊集院保健所 健康増進係長	
11		児童発達支援事業所 代表	潟山 康博	社会福祉法人大潟福祉会 理事長	
12		母子保健推進員代表	前岡 なおみ	日置市母子保健推進員	
13		主任児童委員代表	橋之口 直子	日置市民生委員・児童委員協議会 会長	副会長
14	児童養護施設代表	大迫 浩	児童養護施設友愛学園 園長		
15	各種団体の代表	地域子育て支援セン ター代表	馬場 譲二	社会福祉法人美山福祉会 理事長	
16		乳幼児を持つ保護者 代表	久保 雅弘		
17		乳幼児を持つ保護者 代表	川畑 朱音		
18		乳幼児を持つ保護者 代表	加藤 貴子		
19		乳幼児を持つ保護者 代表	坂口 綾子		
20	学識経験者	大学・短大教授	有村 玲香	鹿児島国際大学 准教授	

日置市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

発行 日置市 市民福祉部 こども未来課
〒899-2592
鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
電話 099-201-3421

